

様式第4号（第5条関係）

令和 2年 3月31日

古賀市議会議長 様

議員名 中野敦史 

平成31年度6～3月分政務活動費収支報告について

古賀市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、別紙のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

- 1 平成31年度6～3月分政務活動費収支報告書
- 2 添付書類
 - (1) 政務活動費収支報告書（別紙1）
 - (2) 政務活動費支出内訳書（別紙2）
 - (3) 領収書又はこれに準ずる書類

別紙1

平成31年度6～3月分政務活動費収支報告書

議員名 中野敦史

1 収入

政務活動費 100,000円

2 支出

項目	金額(円)	支出内訳書の番号
調査研究費	66,560	①
研修費		
広報費		
広聴費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費	9,122	②、③、④、⑤
支出合計	75,682	

3 残額 24,318 円

別紙2

平成31年度6～3月分政務活動費支出内訳書

番号	期 間	内 容	経費 (円)	備考
①	令和元年 11月14日、15日	中央官庁による ①地方における第2 期「まち・ひと・し ごと創生総合戦略」 策定のポイント ②2019年度補正予算 の農業支援の概要に ついて ③「ものづくり・商 業・サービス高度連 携促進補助金」 ④ウォークブル推進 都市のレクチャー 研修	66,560	往復航空券+宿泊代 タクシー代 駐車場代 ※研修報告書添付
②	令和元年 6月 6日	消耗品費	820	プリンタラベル
③	令和元年 8月17日	消耗品費	1,542	インク
④	令和元年 9月 9日	消耗品費	2,780	ファイル
⑤	令和元年12月 7日	消耗品費	3,980	インク

※研修及び視察には報告書を添付のこと

令和2年3月31日

研修報告書

古賀市議長
結城 弘明 様

会派 自由クラブ 代表 松島 岩太
渡 孝二
福崎トビオ
中野 敦史
内平 晃二

令和元年11月14日及び15日に行った会派の研修について以下のとおり報告いたします。

研修日時場所

内容及び講師：11月14日14：00～ 衆議院第二議員会館会議室

①地方における第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定のポイント
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 主査 笠井泰士

11月14日15：20～ 農林水産省

②2019年度補正予算の農業支援の概要について

農林水産省大臣官房政策課 課長補佐 続橋亮

農林水産省大臣官房国際部国際経済課企画1班 国際専門官 渋谷豊

農林水産省生産局園芸作物課園芸流通加工対策室 課長補佐 相澤康志

農林水産省生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 課長補佐 角張徹

農林水産省政策統括官付農産企画課米穀貿易企画室 課長補佐 日笠紘

農林水産省政策統括付穀物課稲生産班 稲生産第1係長 山崎裕介

11月14日16：40～ 中小企業庁

③「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」

中小企業庁技術・経営革新課 課長補佐 高谷慎也

11月15日10:00～ 国土交通省

④ウォークアブル推進都市のレクチャー

国土交通省都市局まちづくり推進課 まちづくり企画調整官 城麻美

国土交通省都市局街路交通施設課 街路交通安全官 奥田謁夫

国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室企画 専門官 塚田友美

研修参加者：松島岩太、渡孝二、福崎トビオ、中野敦史、内平晃二

研修報告

書作成者：内平晃二

研修概要： 東京の四つの省庁に赴き、本市が抱える課題に対応する施策について各専門家から説明を受け、本市の課題克服のため役立てることを旨とする研修である。

内容詳細：

①地方における第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定のポイント
まち・ひと・しごと創生法の概略、第1期における地方創生の現状、日本の人口推移と移動状況、福岡県の人口推移と移動状況の説明を受け人口減少及び東京一極集中の問題点を確認した。また、下記のような施策の説明を受ける。

・将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大を目的とし2019年度より行われている地方創生推進交付金（移住・企業・就業において要件に当てはまれば最大100万円～300万円交付）が2020年度も引き続き行われる予定である。

・民間式の地方還流として企業版ふるさと納税（総合戦略にのった地方創生プロジェクトに対する企業の寄付について税額控除の優遇措置）、地方への本社機能移転の強化策として要件にあうものに対して行われる設備投資減税及び雇用促進税制等の支援も2020年度引き続き行われ強化される予定である。

以上のことから、本市の方針でもある事業所誘致、雇用の創出に役立つことに限らず、事業所が多いという本市の特性より強化される企業版ふるさと納税の可能性の大きさを認識できた研修であった。

②2019 年度補正予算の農業支援の概要について

・ TPP11 による国内米生産に与える影響について講義を受けた。現状のミニマム・アクセス米約 77 万 t に比して TPP11 豪州枠は 0.6~0.84 万 t と少なく、かつその多くが味噌、泡盛及びせんべいなどに使用されている。よって主食米に与える影響は軽微であると思われる。また、日本の安全でおいしい米を外国に輸出するチャンスになる。

・ TPP、日 EU・EPA 対策として「次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成」、「国際競争力のある産地イノベーションの促進」、「畜産・酪農高収益力強化総合プロジェクトの推進」、「高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓」、「合板・製剤・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化」、「持続可能な収益性の高い操業体制への転換」等農林水産業の体質強化の施策について説明を受ける。

・ 本市において有用と思われる「農業次世代人材投資資金」（次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（準備型（2 年以内））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5 年以内））を交付）、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」（大型の施設向け）及び「産地パワーアップ事業」（内部施設向）について詳しく説明を受ける。

以上のことから、農業の競争力向上のための支援策などを利用し、本市の大切な産業である農業経営をより挑戦的におこなうことのために役立つ研修であった。

③「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」

・ この施策の対象事業者は中小企業・小規模事業者等であり、新製品開発のための製造機械の購入、効率的な最新の加工機等の購入及びシステム構築費用などを支援し、企業の生産性向上を図るものである。

・ 異分野展開、生産プロセス改善、企業間連携、ベンチャー、競争力強化及び人手不足解消のために「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」を活用した中小企業の実例の説明を受ける。

・ 補助金適用の審査では主に革新性（新規性）、事業性（実現可能性）及び政策性（国が目指すものに沿うか）が重要視される。H31 年度当初予算では約 450 社の申請に対して約 350 社が採用された。

・申請においては通常「事務的な政策認定機関」の支援を受ける場合が多い。主な政策認定機構は金融機関（全体のおよそ6割）、税理士、会計士、商工会議所等があり、それぞれ政策に対する理解度に相違がある。本市策をより活用するためにも政策認定機構への周知を強める必要性を感じた。

本市においては、多様な中小事業者が活躍しており、異分野での連携やバックオフィスなどの活用は経営の効率化にとどまらず、新たな市場を開拓する可能性さえも感じさせる。募集期間が限られていることや申請手続き等が障害にならないように政策認定機関を軸に官民で連携して取り組むべき政策である。

④ウォーカーブル推進都市のレクチャー

・本市は令和元年ウォーカーブル推進都市となり駅周辺の再開発において本制度を活用する予定である。研修を受けた段階においては「まちなかウォーカーブル推進プログラム」予算請求時であったため、具体的な施策の内容を詳しくは聞くことができなかった。しかし、これから駅周辺の再開発計画を進めていく本市にとって「官民連携まちなか再生事業」（官民連携まちづくり活動への支援）が有用であることを確認した。

・松山市と仙台市の事例を交えてエリアプラットフォーム（松山アーバンデザインセンター、荒井タウンマネジメント）や未来ビジョンの策定（コンセプトの共有化）に向けた支援についての解説を受ける。エリアプラットフォームは行政、地元及び民間との調整役を担い合意形成に向けてコンセプトの共有化をスムーズに行うことに資するものであり、開発計画がなかなか実行できなかった本件において有用性は大きいにある。

・事例集やガイドラインは今年度末から来年度にかけてつくられる予定である。

本市の未来にとって駅周辺再開発は是が非でも成功させなければならず、この研修は今後の調査研究に役立つものであった。また、自分たちで取り組むことの楽しさを多くの市民に共有してもらえようというエリアプラットフォームが望まれ、設立には十分な下準備を必要とする。ゆえに、一丸とならなければならないと再認識した。

以上

内閣官房研修資料

地方における第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」
策定のポイント

＜大老の方眼鏡・目録＞

- 〇 恒久の持続と子世に引きつる希望を表現できる社会をつくる。2016年「少子化対策大綱」
- 〇 平成27年(2016年)に1億人超の人口の確保を展望(2018年 持ちこたえしこ)と出生(長期ビジョン)
- 〇 希望出生率1.80の實現(2018年「こども・子育て生活ビジョン」)
- 〇 知識教育の高度化を一気に加速、技能型産業創出に向け「子育て安心プラン」を新創し、2020年度末までに32万人分の要請生徒数(2017年当初の1倍増)を確保(2017年)

※平成27年4月、内閣府に「子ども子育て本部」を設立

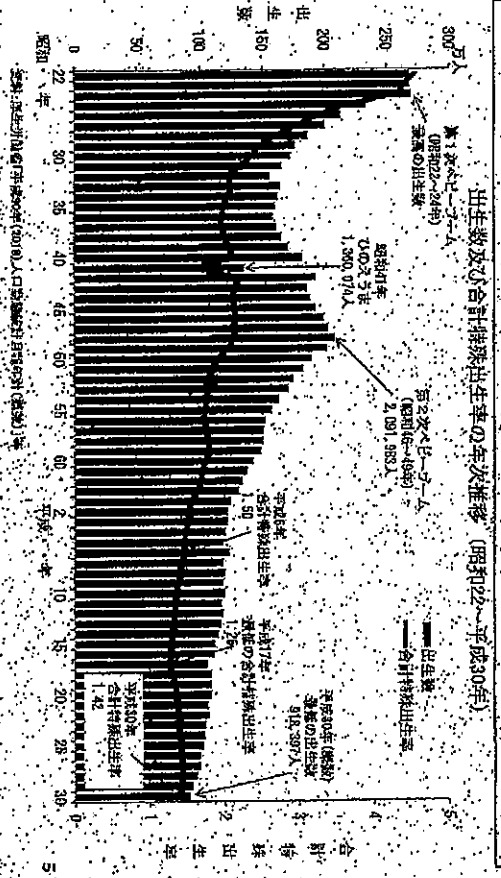
<p>少子化対策</p> <p>2015 「少子化対策大綱」</p> <p>〇9年間の少子化対策の進展</p> <p>〇9年間の少子化対策の進展</p> <p>〇9年間の少子化対策の進展</p> <p>〇9年間の少子化対策の進展</p> <p>〇9年間の少子化対策の進展</p>	<p>一億総活躍</p> <p>2016 「一億総活躍プラン」</p> <p>〇1億総活躍の口ごとの実現</p> <p>〇1億総活躍の口ごとの実現</p> <p>〇1億総活躍の口ごとの実現</p> <p>〇1億総活躍の口ごとの実現</p> <p>〇1億総活躍の口ごとの実現</p>	<p>子育て安心プラン</p> <p>2017 「子育て安心プラン」</p> <p>〇「子育て安心プラン」の推進</p> <p>〇「子育て安心プラン」の推進</p> <p>〇「子育て安心プラン」の推進</p> <p>〇「子育て安心プラン」の推進</p> <p>〇「子育て安心プラン」の推進</p>
--	---	---

2016年 2017年 2018年 2019年

〇 出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。出生率は、2006年以降、緩やかに増加してきたが最近はやや回復傾向。出生数は、2016年以降160万人を下回り、毎年減少。

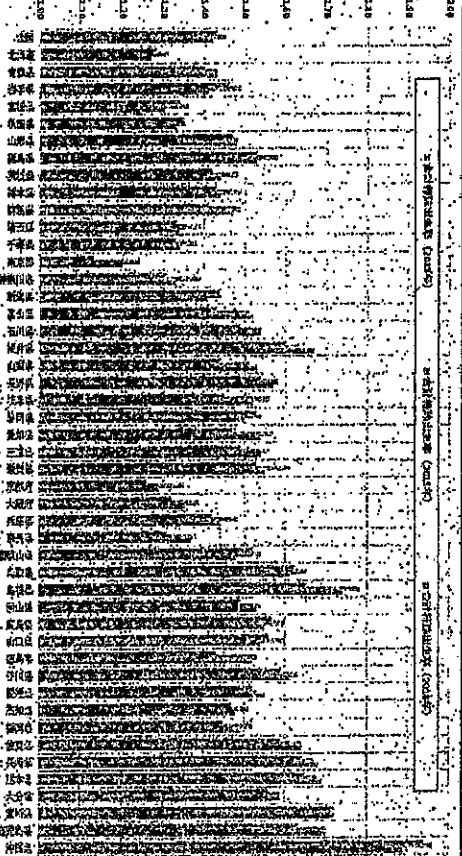
〇 合計特殊出生率が人口置換水準(人口置換水準)を下回る状況が、1977年の2.05以降、40年以上にわたって続いている。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移 (昭和22～平成30年)



〇 2018年から2018年にかけて、全国の合計特殊出生率は、1.44(2018)→1.42(2019)→1.45(2016)→1.44(2016)→1.43(2017)→1.42(2018)と推移。

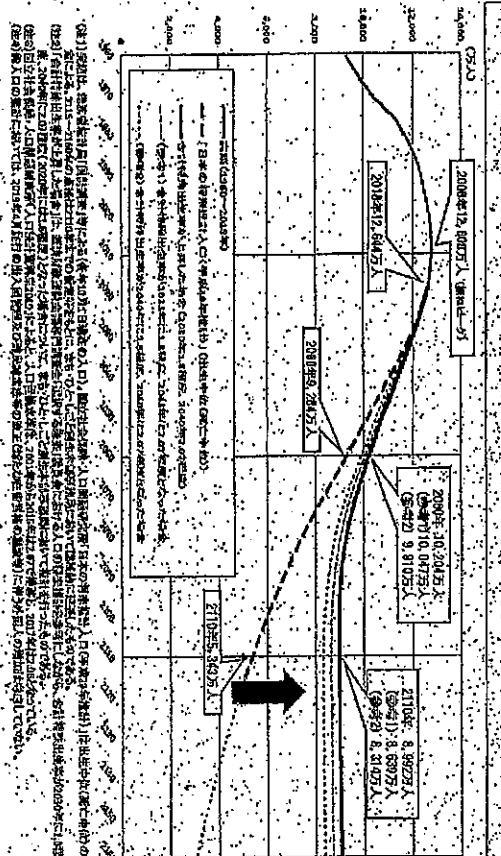
〇 知識階級にあっては男女差が縮小傾向だが、一層三層、大層、北層と東北の一部等、地域別に偏り、北層から中部、中層や九州で相対的に高い傾向は、大層は変わらずに高い。



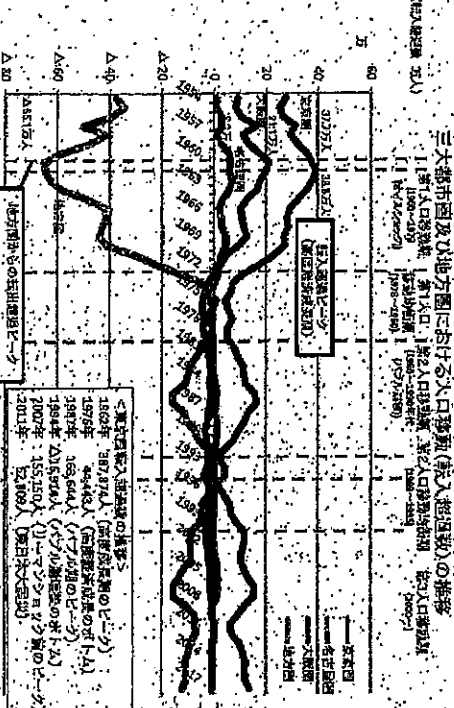
〇 国立社会保険 人口動態調査「日本の将来推計人口(平成28年推計)」(出生推定(死亡中))「出生」として、2018年の推定人口は、3075万人(減少傾向)と推定される。

〇 人口 合計特殊出生率が2018年(1.44)から2019年(1.42)に減少傾向(2016年(1.44)まで上昇傾向)となり、人口は約160万人となり、推定人口は約160万人(推定人口)と推定される。

〇 出生 出生数は、2018年(1,280,974人)から2019年(1,280,974人)に減少傾向(2016年(2,051,883人)まで上昇傾向)となり、出生数は約160万人(出生数)と推定される。

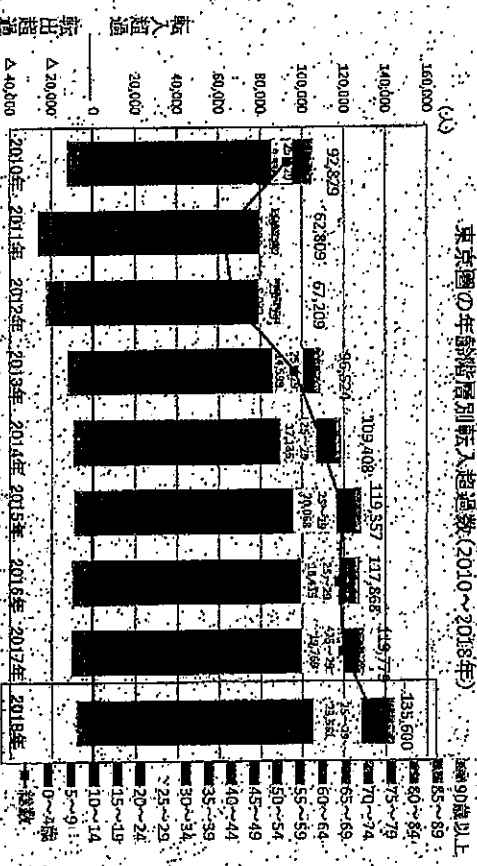


これまで3度、地方から大都市（特に東京圏）への人口移動が生じてきた。



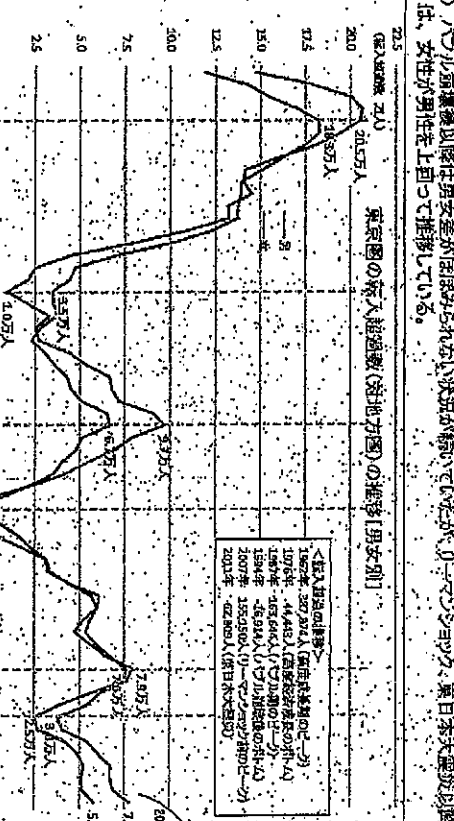
東京圏の転入超過数は、かつては、転入超過が多いときは男性が女性を上回り、少ないときは女性が男性を上回る状況がみられた。
 ○バブル景況後以降は男女差が縮小され、かつ、次第に男性が女性を上回って推移している。

東京圏への転入超過数の大半を約70%の若者が占めており、大半が20代以下の若者が占めていることがわかる。



資料出所：総務省「国勢調査」(国勢調査データベース)、「2010年～2018年日本人口動態調査」(国勢調査データベース)

東京圏の転入超過数は、かつては、転入超過が多いときは男性が女性を上回り、少ないときは女性が男性を上回る状況がみられた。
 ○バブル景況後以降は男女差が縮小され、かつ、次第に男性が女性を上回って推移している。



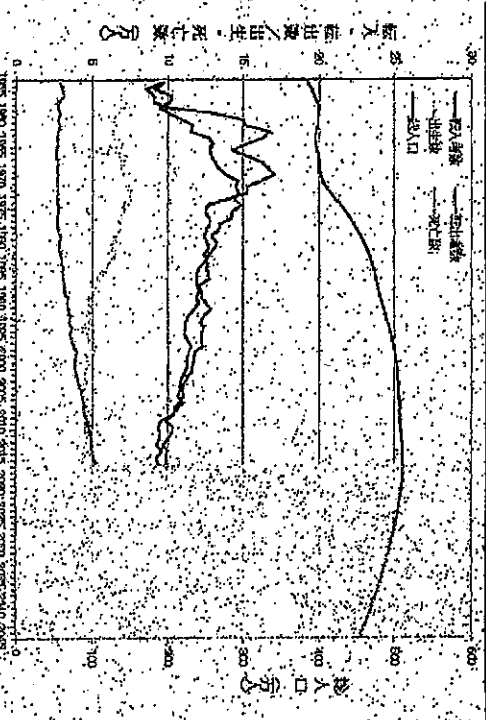
東京圏への転入超過数の状況を男女別にみると女性の方が多く、転入者数・転出者数は男性が多い。
 ○女性の「転出者数」が少なくなることから、「女性は転入して戻らない」傾向が示唆される。



資料出所：総務省「国勢調査」(国勢調査データベース)

福岡県の人口と人口構成の推移

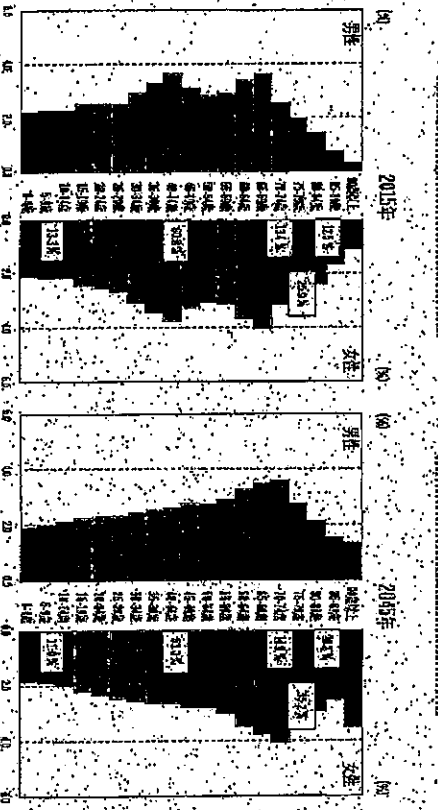
○福岡県では、1980年代後半から社会増の傾向、2010年代前半からは自然減が連年、将来的には人口減少に転じる見込み。



資料:国勢調査(総人口・出生・死亡)、国勢推計(出生・死亡)、国勢推計(人口) (単位:千人)

福岡県の人口と人口構成の推移

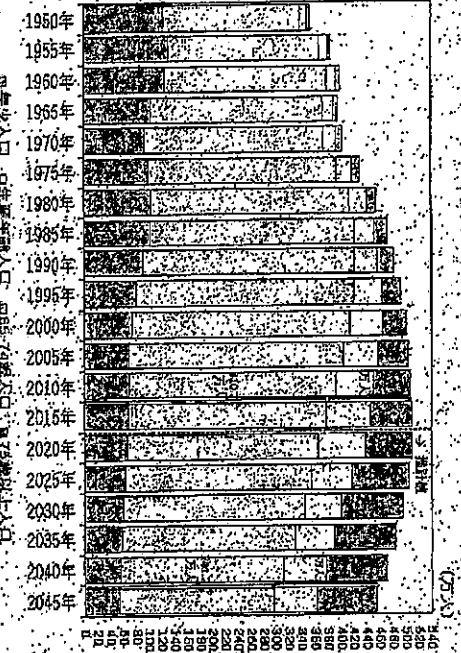
2015(平成27)年 人口約510万人
2045(令和27)年 人口約455万人



資料:国勢調査(人口・年齢別人口)・国勢推計(人口) (単位:千人)

福岡県人口の推移

○福岡県では、年少人口・生産年齢人口が減少し、65歳以上の高齢者が増加する見込み。



資料:国勢調査(年少人口・生産年齢人口・高齢者人口) (単位:千人)

福岡県人口の推移

○福岡県では、福岡市・福岡市南区・須賀野・志賀町・新宮町・久山町を除く20市5町・5村で人口が減少する見込み。
○増加傾向の公共交通の利便性が高いと考えられる福岡市を中心とした市町村では、人口増・加齢に伴う減少率が比較的低い傾向にあるのに対し、交通利便性が相対的に低いと考えられる市町村や高齢化率の高い地域では減少率が大きい傾向と推計。

市町村	市	町	村	人口(人)		人口増減率(%)	人口増減率(%)					人口増減率(%)	
				2015年	2045年		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年		2040年
1	福岡市			7,819,458	8,384,457	8.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2	福岡市	南区		274,668	282,088	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	福岡市	南区	須賀野	45,458	46,532	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	福岡市	南区	志賀町	40,544	41,910	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	福岡市	南区	新宮町	32,265	33,281	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6	福岡市	南区	久山町	27,158	27,996	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7	福岡市	南区	久山町	21,046	21,746	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8	福岡市	南区	久山町	17,141	17,816	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
9	福岡市	南区	久山町	13,210	13,996	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10	福岡市	南区	久山町	10,121	10,996	8.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11	福岡市	南区	久山町	8,516	9,296	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12	福岡市	南区	久山町	7,116	7,996	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
13	福岡市	南区	久山町	6,016	6,996	16.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
14	福岡市	南区	久山町	5,116	6,096	19.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15	福岡市	南区	久山町	4,216	5,196	23.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
16	福岡市	南区	久山町	3,316	4,296	29.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
17	福岡市	南区	久山町	2,416	3,396	40.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18	福岡市	南区	久山町	1,516	2,496	63.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
19	福岡市	南区	久山町	616	1,196	95.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20	福岡市	南区	久山町	16	116	623.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
21	福岡市	南区	久山町	16	116	623.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
22	福岡市	南区	久山町	16	116	623.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
23	福岡市	南区	久山町	16	116	623.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
24	福岡市	南区	久山町	16	116	623.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
25	福岡市	南区	久山町	16	116	623.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
26	福岡市	南区	久山町	16	116	623.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
27	福岡市	南区	久山町	16	116	623.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
28	福岡市	南区	久山町	16	116	623.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
29	福岡市	南区	久山町	16	116	623.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30	福岡市	南区	久山町	16	116	623.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

福岡県人口の推移

○福岡県では、福岡市・福岡市・北九州市・筑紫郡・筑前郡・筑後郡を除く20市町村に人口増減の減少傾向が見られる。人口増減の減少傾向は、福岡市・北九州市・筑紫郡・筑前郡・筑後郡を除く20市町村に人口増減の減少傾向が見られる。

※国勢調査による人口増減の推移

市町村	人口	増減	増減率	人口	増減	増減率	人口	増減	増減率
福岡市	2,417,568	4,657,488	1.93	11.8	60.8	0.60	280	2.0	0.71
北九州市	1,417,825	1,175,895	-17.2	-1.2	-0.8	-0.06	-48.7	-3.4	-0.24
筑紫郡	81,890	82,706	816	1.0	0.9	1.1	1.1	1.3	1.6
筑前郡	87,148	86,805	-343	-0.4	-0.4	-0.5	-0.5	-0.6	-0.7
筑後郡	591,222	771,106	179,884	30.4	52.3	8.8	15.1	2.5	0.4
20市町村	1,531,148	1,001,101	-530,047	-34.6	-34.6	-22.6	-14.9	-9.7	-6.3
福岡県	5,837,817	5,449,449	-388,368	-6.7	-6.6	-4.4	-3.6	-3.1	-2.7

福岡県人口の推移

○福岡県では、福岡市・北九州市・筑紫郡・筑前郡・筑後郡を除く20市町村に人口増減の減少傾向が見られる。人口増減の減少傾向は、福岡市・北九州市・筑紫郡・筑前郡・筑後郡を除く20市町村に人口増減の減少傾向が見られる。

※国勢調査による人口増減の推移

市町村	人口	増減	増減率	人口	増減	増減率	人口	増減	増減率
福岡市	2,417,568	4,657,488	1.93	11.8	60.8	0.60	280	2.0	0.71
北九州市	1,417,825	1,175,895	-17.2	-1.2	-0.8	-0.06	-48.7	-3.4	-0.24
筑紫郡	81,890	82,706	816	1.0	0.9	1.1	1.1	1.3	1.6
筑前郡	87,148	86,805	-343	-0.4	-0.4	-0.5	-0.5	-0.6	-0.7
筑後郡	591,222	771,106	179,884	30.4	52.3	8.8	15.1	2.5	0.4
20市町村	1,531,148	1,001,101	-530,047	-34.6	-34.6	-22.6	-14.9	-9.7	-6.3
福岡県	5,837,817	5,449,449	-388,368	-6.7	-6.6	-4.4	-3.6	-3.1	-2.7

地方別出生の増加率

○地方別出生の増加率は、福岡県全体の出生率の増加率と同様に増加している。出生率の増加率は、福岡県全体の出生率の増加率と同様に増加している。

※国勢調査による出生率の推移

市町村	出生率	増加率	出生率	増加率
福岡市	14.8	0.1	14.9	0.1
北九州市	11.2	-0.1	11.1	-0.1
筑紫郡	12.1	0.1	12.2	0.1
筑前郡	11.5	0.0	11.5	0.0
筑後郡	13.5	0.2	13.7	0.2
20市町村	12.5	0.1	12.6	0.1
福岡県	12.5	0.1	12.6	0.1

人口減少への留意点

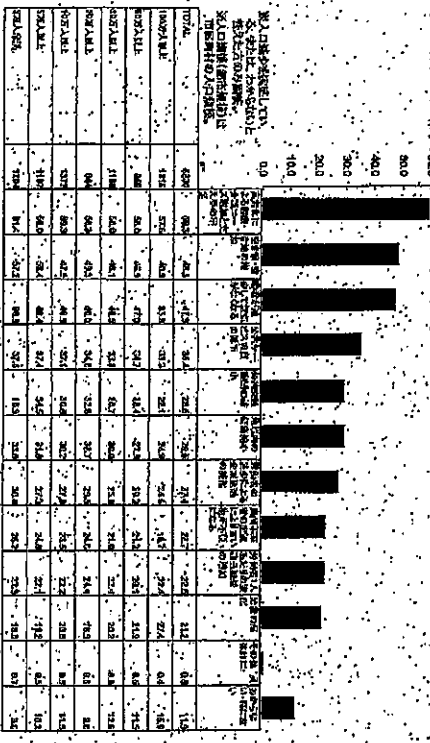
○全体では、人口減少傾向が見られる。人口減少傾向は、福岡県全体の人口減少傾向と同様に増加している。

※国勢調査による人口減少率の推移

市町村	人口	減少率	人口	減少率
福岡市	2,417,568	1.9	2,417,568	1.9
北九州市	1,417,825	-1.2	1,417,825	-1.2
筑紫郡	81,890	1.0	81,890	1.0
筑前郡	87,148	-0.4	87,148	-0.4
筑後郡	591,222	30.4	591,222	30.4
20市町村	1,531,148	-34.6	1,531,148	-34.6
福岡県	5,837,817	-6.7	5,837,817	-6.7

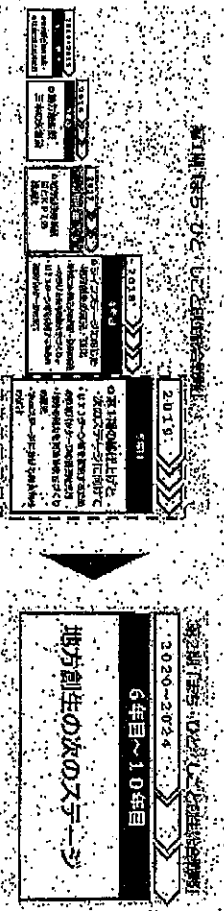
＜人口増加による懸念＞

- 人口増加による生活環境の悪化、交通渋滞、ゴミ処理場の不足、下水道処理場の不足、教育施設の不足、医療施設の不足、高齢者の増加、子育て世代の減少、人口減少による人口減少の懸念がある。
- 人口増加による生活環境の悪化、交通渋滞、ゴミ処理場の不足、下水道処理場の不足、教育施設の不足、医療施設の不足、高齢者の増加、子育て世代の減少、人口減少による人口減少の懸念がある。



2. まち・ひと・しごと創生基本方針2019について

6/21 内藤 洋史



第2期「総合戦略」策定に関する有識者会
証(熊田豊也座長)において第1期の検証と
第2期に向けた取組を盛り込み

まち・ひと・しごと創生基本方針2019

- ◎基本方針の枠組
- ①第2期(2020年度~2024年度)の基本的な考え方
- ②第2期の初年度(2020年度)に取り組む主な事項
- ※12月に示す国の第2期「総合戦略」に基づき、地方公共団体は、地方版「総合戦略」を策定

◎今後のスケジュール

9月：基本方針2019策定
12月：第2期「総合戦略」策定

第2期の方向性

2019年12月策定

第2期「まち・ひと・しごと創生基本方針」

2020年1月1日施行の人口減少対策の長期戦略

総合戦略

第2期の方向性、施策の方向性

地方

全ての地域で、17の重点分野に力を入れ、地域を元気にする

1. 地方(中心)を元気にし、地方の魅力を高める

2. 地方への新しいUICの導入を促す

3. 若い世代の移住・起業を支援する

4. 時代に合わせた地域づくり

5. 多様な人材の活躍を促す

6. 地方創生基本方針の策定を促す

第1期での地方創生について、検証を力出し、より一層充実させる

- ◆国の政策(総合戦略)
- ◆県内に策定(まち)については、大きな取組はなし
- ◆国の政策(総合戦略)
- ◆国の政策(総合戦略)

2020年度「総合戦略」策定の方向性

第2期「総合戦略」策定に関する有識者会
証(熊田豊也座長)において第1期の検証と
第2期に向けた取組を盛り込み

第2期における新たな視点

第2期(2020年度～2024年度)においては、4つの基本目標に向けた取組を実施するに当たり、新たな次の視点を置いて施策を推進する。

- (1) 地方へのひと・資金の流れを強化する
 - ◆ 将来的な地方移住にもつなげる「関係人口」の創出・拡大。
 - ◆ 企業や個人による地方への寄附・投資等による地方への資金の流れの強化。
- (2) 新しい時代の流れを力にする
 - ◆ Society5.0の実現に向けた技術の活用。
 - ◆ SDGsを原動力とした地方創生。
 - ◆ 「地方から世界へ」。
- (3) 人材を育て活かす
 - ◆ 地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援。
- (4) 民間と協働する
 - ◆ 地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携。
- (5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる
 - ◆ 女性、高齢者、障害者、外国人等誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現。
- (6) 地域経営の視点で取り組む
 - ◆ 地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント。

2020年度における各分野の主要な取組

1. 地方に「しごと」をつくり安心し、て働けるようにする。これを支える人材を育てる。
 - ◆ 「地域人材支援戦略/ベネッセ」等による人材の地域展開
 - ◆ 新卒知人・SNSモデルの構築等による地域経済の発展
 - ◆ 「海外から稼ぐ」地方創生
 - ◆ 地方創生を担う組織との協働
 - ◆ 高等学校・大学等ににおける人材育成
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
 - ◆ 地方への企業の本社機能移転の加速
 - ◆ 企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方活用
 - ◆ 政府関係機関の地方移転
 - ◆ 「関係人口」の創出・拡大
 - ◆ 地方公共団体への民間人材派遣
 - ◆ 地方の暮らしの質を向上させる
3. 新しい世代の結婚・出産・子育ての希望をかかえる。誰もが活躍できる地域社会をつくる。
 - ◆ 個人への希望をかかえる少子化対策
 - ◆ 女性、高齢者、障害者、外国人等が共生するまちづくり
4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る。
 - ◆ 地域と地域を連携する
 - ◆ 交流を促す。生み出す地域づくり
 - ◆ SNS等による高世代地域活性化
 - ◆ Society5.0の実現に向けた技術の活用
 - ◆ スポーツ・健康まちづくりの推進

地方創生に貢献する民間企業等の推進
 地方創生に貢献する民間企業等の推進
 地方創生に貢献する民間企業等の推進

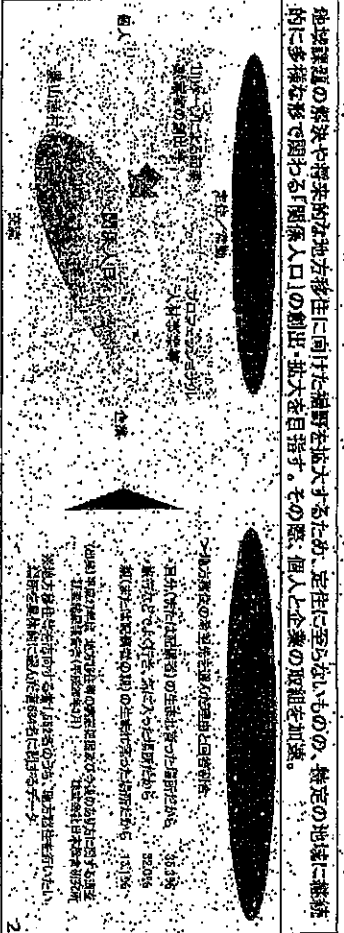
「関係人口」の活用

【地方創生推進交付金によるUIJ-1の推進】(2019年度～)

地方へのひと・資金の流れを強化する	地方での就業	地方での就業	地方での就業
関係人口の創出・拡大	関係人口の創出・拡大	関係人口の創出・拡大	関係人口の創出・拡大

地方創生推進交付金(関係人口)の活用
 (11.23現在)
 <交付対象事業数(回目)累計>
 ・425府県(1,140市町村と振興局)

※関係人口とは、居住地を本市以外に定めながらも、本市と関係が深い関係人口を指す。関係人口の活用は、関係人口の活用を促進する。関係人口の活用は、関係人口の活用を促進する。



「関係人口」の活用 拡大

様々な「関係人口」に関連する取組を加速化

- ◆ フロントフェイシャル人材育成
- ◆ サテライトオフィス・二地帯居住
- ◆ サテライトキャンパス
- ◆ 地方創生インターンシップ
- ◆ 子供の聖山麓村体験

総合的な情報を集約、発信する拠点を全国に展開

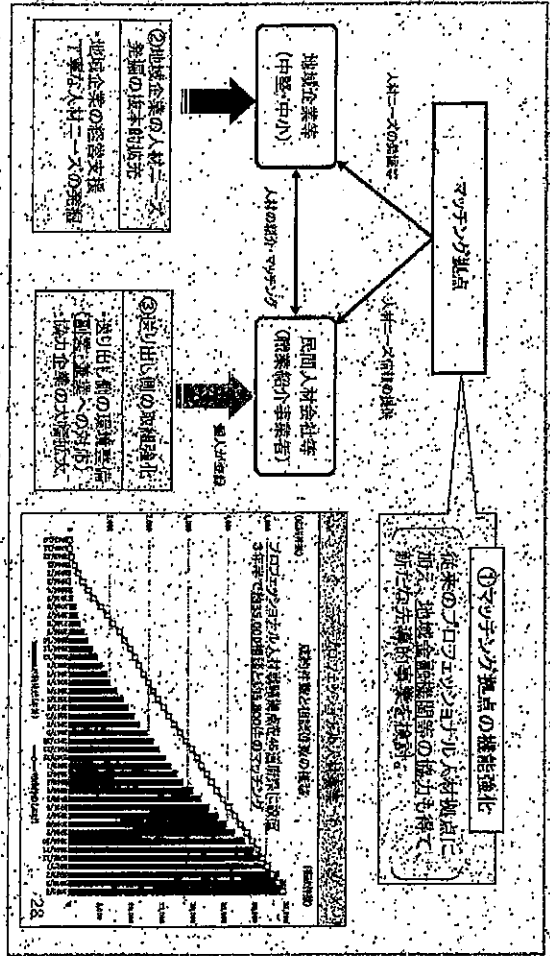
①特定地域との継続的な関わりを求める
 <「フランチ」づくり>
 ②調整・牽引として地域に関わる人材の活用
 <「コミュニティ」づくり>

地方創生推進交付金(関係人口)の活用
 (11.23現在)
 <交付対象事業数(回目)累計>
 ・425府県(1,140市町村と振興局)

地方創生に貢献する民間企業等の推進
 地方創生に貢献する民間企業等の推進
 地方創生に貢献する民間企業等の推進

① 地域企業の人材・サービスの活用促進による雇用機会の創出

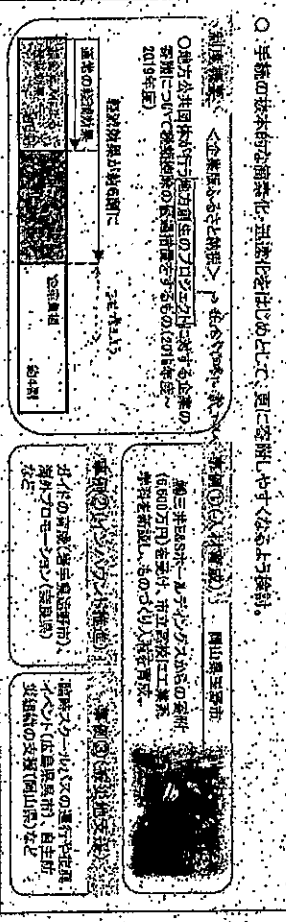
○ 地域企業の経営課題の解決に必要な人材・サービスの提供を本格的に拡充する地域人材支援型「マッチング」を推進。
 ○ 具体的には、地域企業と人材サービス事業者との連携による地域企業の人材・サービスの提供を促進し、人材の送り出し・元となる東京圏の企業との関係強化により、関係企業等が働きやすい環境による地域への人材供給を大いに拡大。



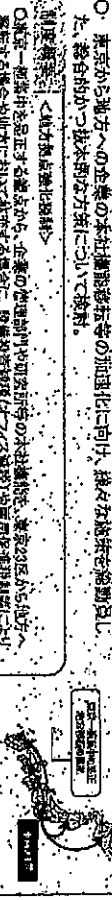
② 地域企業の人材・サービスの活用促進による雇用機会の創出

○ 2019年度が期限である企業版ふるさと特産品・地方拠点強化規制について、今後の取組を検討。

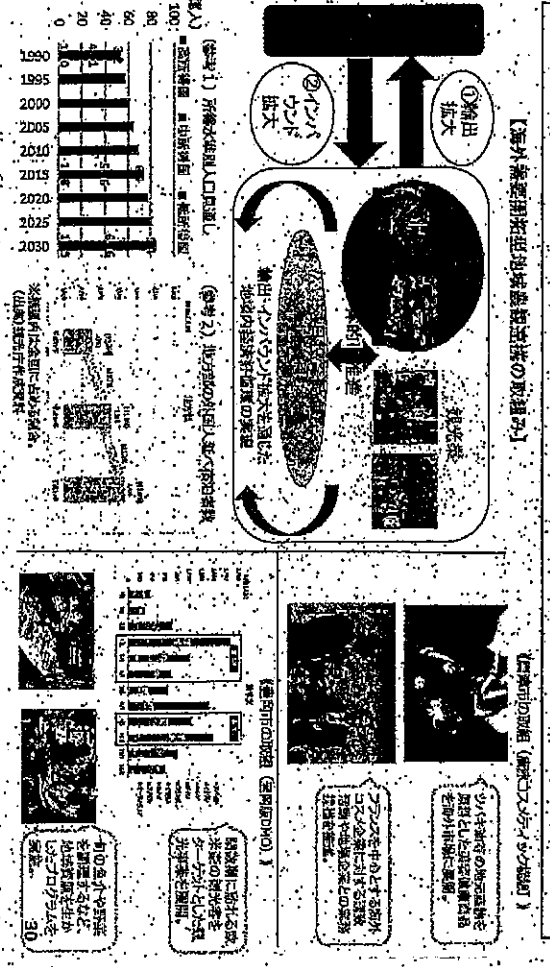
○ 宇都宮の地域企業の人材・サービスの活用促進による雇用機会の創出



○ 地方への企業の本社機能移転の促進
 東京から地方への企業の本社機能移転等の促進に向け、様々な施策を推進し、総合的に取り組む方針について検討。



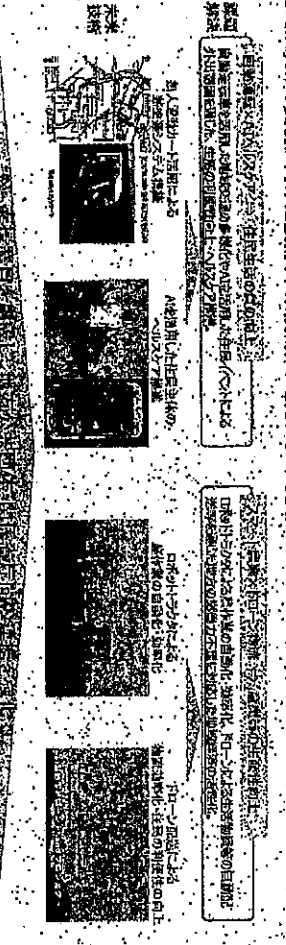
○ 海外への訴求が高くなり、地域の成長産業である観光・水産業と観光業の連携の推進により、
 ① 一斉産品や加工品の輸出を促し、海外市場での需要開拓(フーズ・イベント)
 ② 訪日外国人の拡大と地方への訴求による地域内消費促進(フーズ・イベント)の好循環を実現し、「海外から稼ぐ」地域の取組を、地方創生担当部署を中心とする関係者が一丸となって支援。



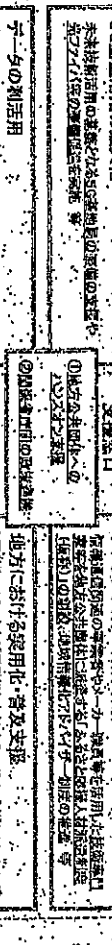
Society 5.0の実現に向けた技術(未来技術)の活用

○ Society 5.0の実現に向けた技術の活用を、強力に推進。
 ○ 支援窓口を内閣府内に設置し、関係省庁が連携して推進。

Society 5.0の実現に向けた技術(未来技術)の活用



○ 6G活用による文化
 6G活用による文化の推進



地方創生の担い手組織との協働

地域において地方創生の担い手組織が増加。一方、地域再生法に基づき地方公共団体が指定している地域再生推進法は全国で20法人(平成26年9月末)に留まっている。①取組内容の多様化、②全国的ネットワークの構築によるノウハウの横展開を可能にすることで、地方創生を担う組織、人材を更に増大。

宇引(自治体連携)
宇引産直 産直協会
宇引産直 産直協会

地域活性化の中心として、産直協会の活動を通じて地域の活性化を図る。産直協会は、産直協会の活動を通じて地域の活性化を図る。産直協会は、産直協会の活動を通じて地域の活性化を図る。

宇引2(地域連携)
NPO法人 宇引LABO

産直協会の活動を通じて地域の活性化を図る。産直協会は、産直協会の活動を通じて地域の活性化を図る。産直協会は、産直協会の活動を通じて地域の活性化を図る。

宇引3(産直連携)
NPO法人 Utsunomiya Trade

産直協会の活動を通じて地域の活性化を図る。産直協会は、産直協会の活動を通じて地域の活性化を図る。産直協会は、産直協会の活動を通じて地域の活性化を図る。

地域の活性化を支える人材育成のための高校進学

○キラリと光る地方大学づくりに加え、人生の選択を考える重要な時期である、高等学校に着眼して地方創生を推進。

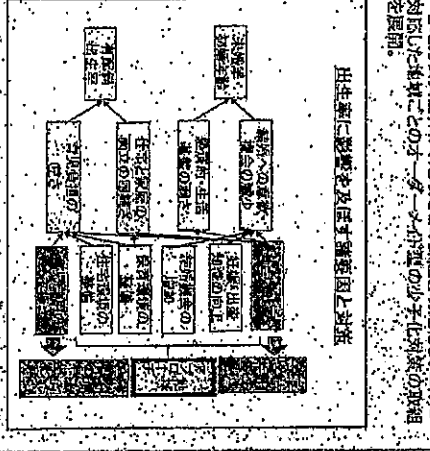
○東京圏への転入超過は顕著
就職者が多い、
10〜19歳 約27,000人 全体の約3%
20〜24歳 約15,000人 全体の約3%
○県内の大学に進学する者は少ない。

＜力をつなぐ＞
◆文書や情報に正確に理解する読解力
◆「ふるさと教育」など、地域課題の解決
◆「ふるさと教育」など、地域課題の解決

○進学難年並、就学年齢(民法)の20歳から18歳への引き下げ

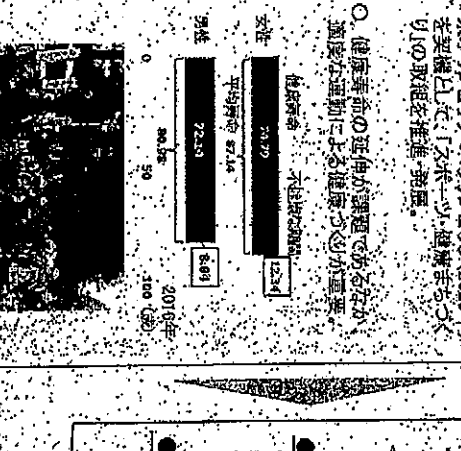
同年代の希望をカタチにする国際交流推進

経済的負担の軽減(幼児教育、保育の無償化等)や、働き方改革(長時間労働の是正等)等の国全体の取組に加え、地方創生の観点からの取組を推進。



○外国人材の活躍に共生社会に向けた取組
既に在留資格の取得済みの外国人材の地域への定着に向け、外国人材の受け入れ、多文化共生社会の実現に向け、関係地方公共団体を支援。
在外の親日外国人材の受け入れ、地方公共団体等との連携を促す。留学生による我が国での起業の円滑化を図るべく、入国・滞在管理等に係る制度、費用の負担等に関する取組を推進。

スポーツを通じた健康増進



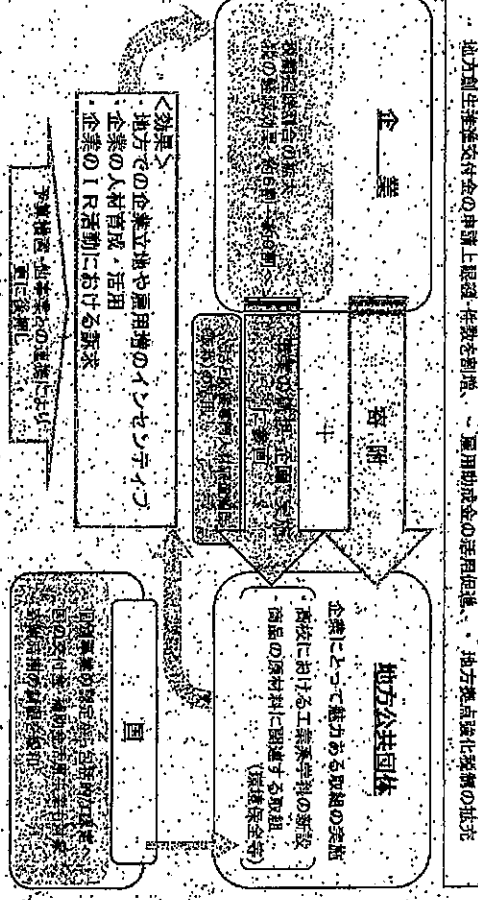
◆スポーツを通じた健康増進
◆スポーツ分野と医療分野の連携「あきらまじりの更なる推進」
関係省庁が連携して推進

○スポーツを通じた健康増進

1-1 企業への支援の活用促進

▶地方への資金の流れを積極的に高める観点から、制度の充実・拡充に併せて、企業と地方公共団体とのマッチング支援等を実施するとともに、地産地消や効果的な広報活動(例えば東京圏16府県)

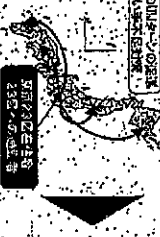
○地産地消の推進
地方創生推進交付金の申請と連携し、産地を創出し、雇用助成金の活用促進、地方拠点活性化協議会の拡充



1-2 地方移住の推進と関係人口の創出・拡大

地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)

対象の事業	補助率	補助上限額
移住・起業 個人事業主等による移住・起業	100%	100万円
移住・起業 法人等による移住・起業	100%	500万円
移住・起業 個人事業主等による移住・起業	100%	100万円
移住・起業 法人等による移住・起業	100%	500万円



交付対象事業数(令和元年9月2日現在)
42道府県(140市町村)

関係人口創出・拡大のための対応促進事業等
▶施策課題の解決等のため、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」を創出・拡大

○関係人口創出・拡大のための対応促進事業(10億円)
ひと地域を核とするネットワーク支援等のモデル事業を新たに実施。

○地方と東京圏の大学生・高校生を対象とした関係人口創出・拡大のための対応促進事業(10億円)
地方圏と東京圏の大学生・高校生を対象とした関係人口創出・拡大のための対応促進事業を実施。

○関係人口創出・拡大のための対応促進事業(10億円)
ひと地域を核とするネットワーク支援等のモデル事業を新たに実施。

○地方と東京圏の大学生・高校生を対象とした関係人口創出・拡大のための対応促進事業(10億円)
地方圏と東京圏の大学生・高校生を対象とした関係人口創出・拡大のための対応促進事業を実施。

○関係人口創出・拡大のための対応促進事業(10億円)
ひと地域を核とするネットワーク支援等のモデル事業を新たに実施。

○地方と東京圏の大学生・高校生を対象とした関係人口創出・拡大のための対応促進事業(10億円)
地方圏と東京圏の大学生・高校生を対象とした関係人口創出・拡大のための対応促進事業を実施。

1-3 地方大学・地域産業の創出・大学生・高校生の対応促進

▶地方大学・地域産業の創出により、地域の生産性向上と若者の地方定着を促進。
▶大学生・高校生が地方の魅力を知る機会を拡げること、将来の地域の担い手の育成等に寄与。

○地方大学・地域産業創出交付金(1000万円)
産地を核とした地域の中核的産業の振興や専門人材育成、起業家精神を培った若者の育成などを進め、取組を支援。これによりキャリアと光る地方大学づくりを推進。

○地方大学・産地産業創出のための調査・支援(100万円)
交付対象の調査・支援の推進・向上のため、外部有識者や専門調査機関による各地域の調査・取組・推進支援を実施。取組の拡大に向け、自治体の計画作成・体制作りへの併走支援も新たに実施。

○地方創生推進交付金(1000万円、文科科学省上からの交付金)
地方創生推進交付金の活用促進

○地方と東京圏の大学生・高校生を対象とした関係人口創出・拡大のための対応促進事業(10億円)
地方圏と東京圏の大学生・高校生を対象とした関係人口創出・拡大のための対応促進事業を実施。

○地方と東京圏の大学生・高校生を対象とした関係人口創出・拡大のための対応促進事業(10億円)
地方圏と東京圏の大学生・高校生を対象とした関係人口創出・拡大のための対応促進事業を実施。

○地方と東京圏の大学生・高校生を対象とした関係人口創出・拡大のための対応促進事業(10億円)
地方圏と東京圏の大学生・高校生を対象とした関係人口創出・拡大のための対応促進事業を実施。

○地方と東京圏の大学生・高校生を対象とした関係人口創出・拡大のための対応促進事業(10億円)
地方圏と東京圏の大学生・高校生を対象とした関係人口創出・拡大のための対応促進事業を実施。

1-4 地方創生国際交流促進

▶地方創生に関し共通の課題を有する国や地域のある国などの情報交換を通じて、国際交流の一端を担うとともに、そこで得られた知見を施策立案に活用することで、地方創生の一層の推進を図る。

○地方創生国際交流促進事業(12年度事業数:02億円)
地方創生国際交流促進事業

○地方創生国際交流促進事業(12年度事業数:02億円)
地方創生国際交流促進事業

○地方創生国際交流促進事業(12年度事業数:02億円)
地方創生国際交流促進事業

○地方創生国際交流促進事業(12年度事業数:02億円)
地方創生国際交流促進事業

○地方創生国際交流促進事業(12年度事業数:02億円)
地方創生国際交流促進事業

○地方創生国際交流促進事業(12年度事業数:02億円)
地方創生国際交流促進事業

○地方創生国際交流促進事業(12年度事業数:02億円)
地方創生国際交流促進事業

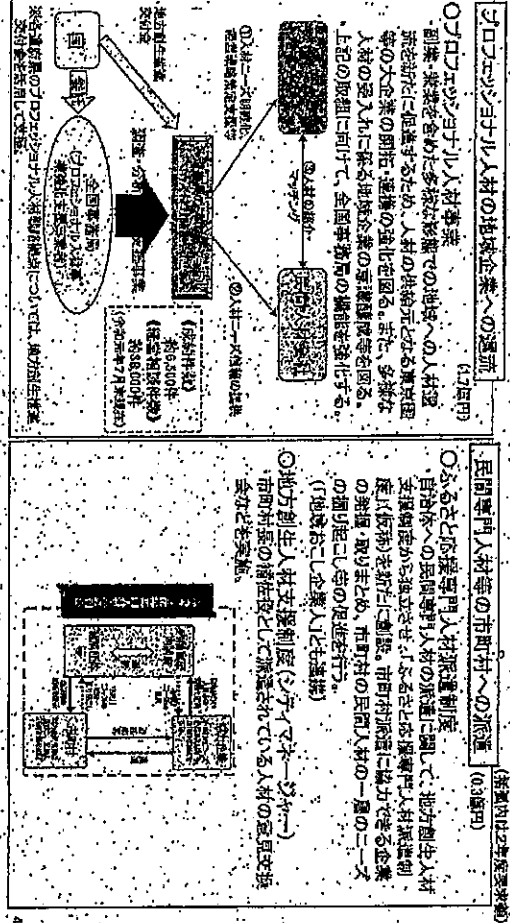
○地方創生国際交流促進事業(12年度事業数:02億円)
地方創生国際交流促進事業

地方大学・産地産業創出交付金	交付金総額(令和元年)
1000万円	1000万円
地方大学・産地産業創出のための調査・支援	交付金総額(令和元年)
100万円	100万円
地方創生推進交付金	交付金総額(令和元年)
1000万円	1000万円

大学生国際交流促進事業	交付金総額(令和元年)
1000万円	1000万円
地方創生推進交付金	交付金総額(令和元年)
1000万円	1000万円

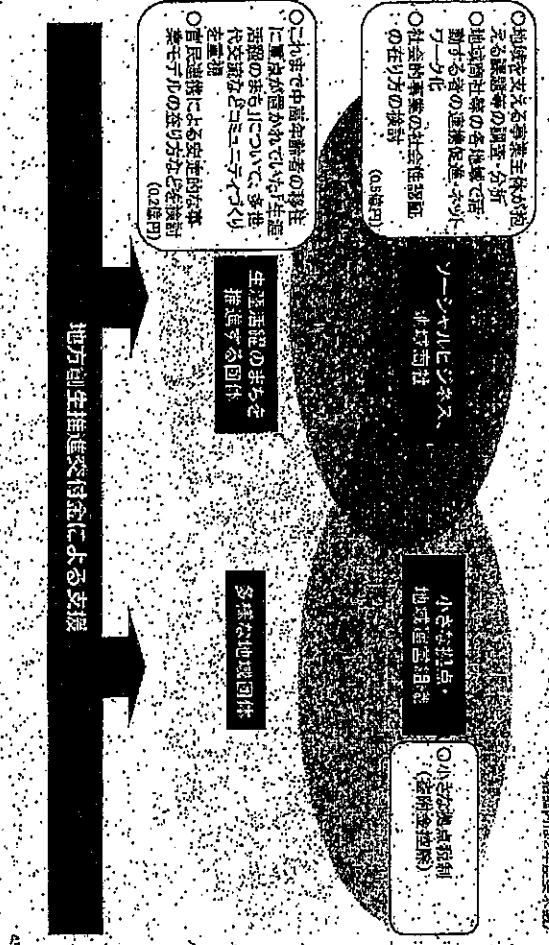
2-1-3 民間との連携 ③ 企業人材等の地域関係構築

▶「プロフェッショナル人材の地域への活用を拡大し、地域企業の生産性向上・経営改善・起業促進等を図ることで、地域経済の活性化を実現。」
 ▶市町村への民間専門人材派遣を拡大することで、市町村における人材の活用を促し、当該市町村における地方創生の担い手を創出していく。



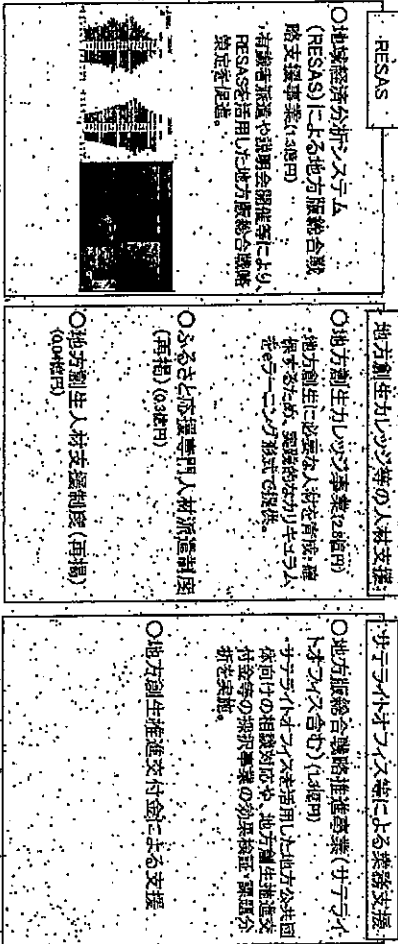
2-1-2 民間との連携 ② 地域の担い手の育成

▶NPOなどの地域づくりを担う組織を育成。



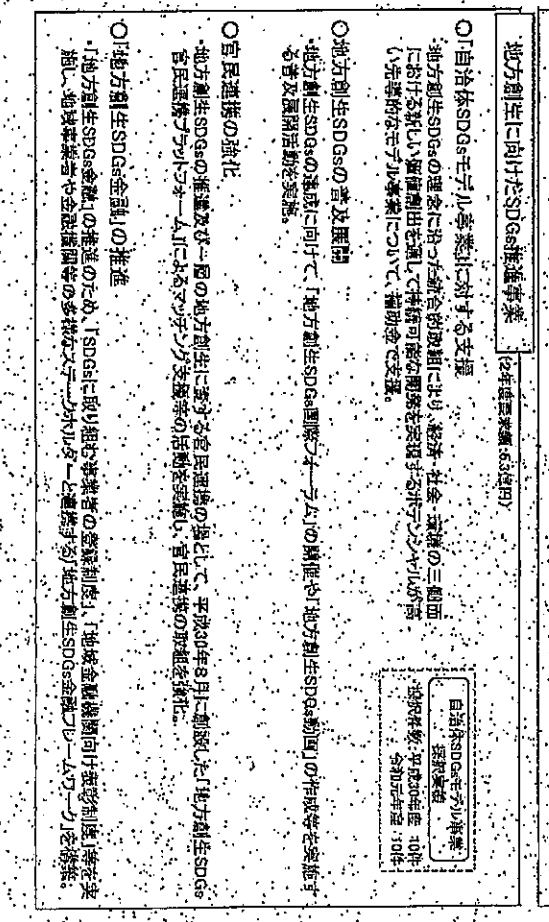
2-2 地方創生SDGs推進のための民間との連携

▶「地方創生SDGsの推進及び一層の地方創生に繋がる官民連携の場として、平成30年8月に創設した「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」によるSDGs推進事業の活用を促進し、官民連携の取組を推進。」



3-1 地方創生SDGsの推進

▶「持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組を地方自治体に広く浸透させることで、SDGsを原動力として地方創生を実現。」



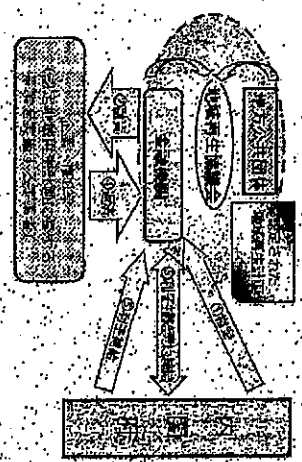
3.2 地域再生に向けた資金面の支援

▶地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、多額面での支援を行い、投資促進、地域経済の活性化、雇用創出につなげることで、地方創生に寄与。

地域再生支援創子補給金 (令和2年度額: 20億円)

○限定された地域再生計画に資する事業者が、金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内で最大0.7%の創子補給金を支給（支給期間5年間）。

【事業の流れ】



【主な対象事業】

- 駅前高層ビルなどの上層等部活の整備
- 駅近を中心とする歩道橋等の整備
- リサイクル、環境保全のための施設の整備
- 老人ホーム等福祉施設の整備

事業支援(平成29年～令和2年9月)
 平均利率: 2.50%
 創子補給金利率: 1.86%
 48

3.3 地方におけるSociety5.0の実現

▶地方公共団体のSociety5.0実現に向けた多様な取組を総合的に支援することで、地方におけるSociety5.0の早期実現に寄与し、地方創生の強化につなげる。

未来技術を活用した事業アイデア



支援体制

○内閣官房に支援窓口を開設し、関係省庁間の連携を強化。



デジタル専門人材の育成・確保

○市町村に民間デジタル専門人材を派遣(特待)。

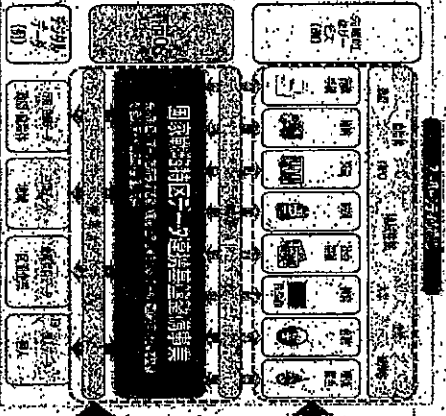
○地方創生推進交付金による支援
 ○Society5.0の実現に向けた全国のデジタルとなる事業について地方創生推進交付金の上限額の見直し等

未来技術実装のハズレ支援等

○地方公共団体に於ける自動運転、ドローン、AR/VR等の未来技術の活用や地方公共団体のデジタル戦略策定で活用する創出に於けるハズレ支援等
 (未来技術社会実装推進事業等(年度予算額: 10億円))

3.3 オープンシティ構想の推進

▶オープンシティ構想の早期具体化を図ることで、地方におけるSociety5.0の先行実現を目指す。



①先端的なサービスへの構築支援

▶経済産業省及び地方創生推進交付金による支援
 ○オープンシティ先進地等におけるMaaS、遠隔医療など取組まれた先端的サービスへの構築・構築に對し、Society5.0の実現に向けた地方創生推進交付金の枠組みを活用し、積極的に支援。

②都市への本格的な実装

▶都市中心部を核として、以下の施策等を活用し、実装を積極的に展開。
 ○及び①に加え、以下の施策等を活用し、実装を積極的に展開。
 ○及び①に加え、以下の施策等を活用し、実装を積極的に展開。
 ○及び①に加え、以下の施策等を活用し、実装を積極的に展開。

③データ連携基盤の整備(年度予算額: 70億円)

▶オープンシティ(予定都市(全国で数か所))におけるデータ連携基盤の構築に向け、特に、同基盤の稼働する部分の構築(都市・サービス)の構築、円滑な運営支援等を実施。

4. 令和2年度税制改正要望について

令和2年度税制改正要望(案)について

1. 地方創生の成長規制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長 [拡充・延長]
 - 【控 目】 (国税)法人税 (地方税)法人住民税 事業税
2. 地方における企業拠出の強化を促進する特例措置の拡充・延長 [拡充・延長]
 - 【控 目】 (国税)所得税 法人税 (地方税)法人住民税 事業税
3. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充 [拡充]
 - 【控 目】 (国税)所得税
4. 国家戦略特区における特別償却又は投資促進措置等及び固定資産税の特例措置の拡充 [拡充]
 - 【控 目】 (国税)法人税 (地方税)法人住民税 事業税 固定資産税
5. 国家戦略特区における指定法人に対する所得控除の拡充 [延長]
 - 【控 目】 (国税)法人税 (地方税)法人住民税 事業税
6. 国家戦略特区におけるエコマニエール制度の拡充 [延長]
 - 【控 目】 (国税)所得税
7. 国家戦略特区における民間の共同事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の拡充 [延長]
 - 【控 目】 (国税)所得税 法人税 (地方税)個人住民税 法人住民税
8. 国家戦略特区における特別償却又は投資促進措置の拡充 [延長]
 - 【控 目】 (国税)法人税 (地方税)法人住民税 事業税

(参考) 企業版ふるさと納税の実績等

「これまでの実績」

- 認定事業数: 641事業 (令和2年度第1回認定～令和元年年度認定(回数は1,333)回)
- 総事業費: 1,333億円
- 寄附事業数: ① 577件、7.6億円 ② 1,264件、33.6億円 ③ 1,392件、34.5億円
- 本規制を適用している地方公共団体数: 414団体 (40道府県、374市町村) (20.7%)

企業や地方公共団体からの寄出

- 制度適用のハードルとなった点 (企業版ふるさと納税の活用促進に向けたアンケート(令和元年5月内閣府発表)、複数回答可)
 - ＜企業＞
 - 企業負担 (総額約4.3割) に肩代わり効果などが得られにくいこと 31.0%
 - その控除効果が小さいこと 18.1%
 - その効果(節税効果)に期待(令和元年度まで)があること 17.7%
 - 寄附対象事業費の認定を待たないで寄附ができにくいこと 17.6%
 - 地方六団体からの要望(令和元年7月)
 - 企業に納税の延長、控除の拡充の拡充、並びに地方創生推進交付金以外の補助金上の活用や寄附の認定拡大
 - 地方創生推進交付金の活用に関する控除の特例措置の拡充
 - 地方創生推進交付金の活用に関する控除の特例措置の拡充
 - 地方創生推進交付金の活用に関する控除の特例措置の拡充
 - 地方創生推進交付金の活用に関する控除の特例措置の拡充
- 地方公共団体
 - 企業に納税のメリットを享受していただくこと 49.0%
 - 投資促進効果の向上が期待できること 41.7%
 - 地方創生推進交付金以外の地方創生推進交付金の活用が期待できること 31.4%
 - 地方創生推進交付金の活用が期待できること 26.5%
 - 控除の延長(控除期間)に期待(令和元年度まで)があること 25.5%

企業版ふるさと納税の拡充・延長

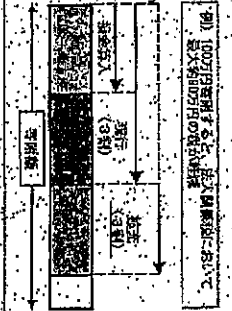
- 内閣府が認定した地域活性化計画に位置づけられた事業に対して企業が拠出した場合、(個人)個人住民税に加え、平成29年度から令和元年度までの間、法人住民税(法人事業税、法人税)に係る特例措置の措置が講じられている。

要件の必要性

- 企業版ふるさと納税は、活用効果が大きいもの(注釈: ①: 5億円、②: 3.6億円、③: 5億円) 本規制を適用している地方公共団体数(注: 20.7%)に占めているなど、活用促進の余地は大きい。
- 「まち・ひと、しごと創生基本法第200条」(令和元年6月21日閣議決定)では、第2条「まち・ひと、しごと創生総合戦略」(令和2～5年度)の策定に向けた基本方針を示すとともに、企業版ふるさと納税について、地方への資金の拠出を積極的に促める観点から、手続の抜本的な簡素化、迅速化をはじめとして、更に簡便しやすくなるよう検討することとしている。
- 地方創生の更なる促進・強化に向け、第2期「総合戦略」の策定と合わせた適用期間の延長と税制促進措置の拡充等を実施することが必要である。

要項内容

1. 規制対象の特例措置を5年間(令和6年度まで)延長すること
 - ※ 制度創設(令和2年度税制改正)前と同様に、次期総合戦略の期間(令和6年度～令和8年度)と合わせる。
2. 規制対象割合を3割から6割に引き上げること
 - ※ 制度創設(令和2年度税制改正)前と同様に、次期総合戦略の期間(令和6年度～令和8年度)と合わせる。
3. 個別事業を認定する方式から、包括的な認定とし、法適合性を事後報告する方式に集約すること。(認定手続の簡素化)
4. 併用可能な国の補助金・交付金の期間を拡大すること。
5. 寄附時期の制限も大幅に緩和すること。



地方拠点強化規制の延長・拡充

- 地方での雇用を創出するため、企業が本社機能と地方へ移転する場合や地方拠点の強化を行う場合に、以下の規制優遇措置を講じる。【適用期間: 令和2～5年度】

＜認定状況(令和元年6月末時点)＞

【事業件数】 336件

うち、本規制の適用対象(平成27～29年度)【かつ「新設制」】 55件

【雇用促進制】 19件

【雇用創出人数】 14,148人

地方創生推進交付金(地方創生推進交付金)の活用や寄附の認定拡大

地方創生推進交付金の活用に関する控除の特例措置の拡充

地方創生推進交付金の活用に関する控除の特例措置の拡充

地方創生推進交付金の活用に関する控除の特例措置の拡充

地方創生推進交付金の活用に関する控除の特例措置の拡充

- 企業や地方自治体からは、以下のようなニーズ・要望が寄せられている。【企業】
 - ✓ 雇用に関する優遇措置を強化することが望ましい。【企業】
 - ✓ 法人全体の雇用数の増加が雇用促進効果の発揮に寄与する点は、規制のハードルが低くなる。【企業】
 - ※ 規制緩和は、企業の成長や雇用の創出や人材の確保に寄与する。地方創生推進交付金の活用に関する控除の特例措置の拡充
 - ✓ 人手不足の状況下、企業は新規雇用の確保に苦慮しているため、雇用に関する優遇措置を強化し、【自治体】
 - ✓ 地方における雇用の増加に貢献した制度の更なる拡充を望んでほしい。【自治体】
- 地方拠点強化規制を延長(5年間)するとともに、人手不足を踏まえた雇用増進要件の緩和等の雇用促進措置の拡充等を行う。→ 課題を踏まえた制度改正により、本規制のさらなる活用が期待される。

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特別措置の延長（所得税）

【要領内容】
地方公共団体が指定する地域再生計画に準つき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置を2年間延長

（事例）

株式会社による小さな拠点形成事業の委託
生活サービス等の提供 地域の就業機会の創出



出資

個人出資者
（中小企業、地域への投資強化）

寄附金控除の対象

（出資額が1万円を超過する場合は1万円相当額）
※出資額100万円を超えた場合は100万円相当額
（100万円相当額を超えた場合は200万円相当額）

※詳しくは「行われる地域の維持・発展」

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特別措置（事例・課題等）

小さな拠点創出雇用創出（H29年1件、H30年11件）

株式会社 豊か山（長野県豊田市）

道の駅豊田として「小さな拠点創出」を推進し、生活サービス提供事業を展開。「小さな拠点創出」事業（豊田市交通センター）の一角として、道の駅豊田にあることが生活サービス提供の、地域住民に生活サービス提供の機会を提供している。H29年12月、H30年9月に203号から3680号に出資し、H30年8月に44名から7110名に出資し203号の取り組が完了している。



【効果】

道の駅豊田の創出（約50名雇用）とともに、豊田市の経済効果が拡大し、地域の活性化に貢献している。

【課題】

小さな拠点の運営組織は、住民が参加した法人組織であることが前提にあり、中山間地域等において、住民の出資を促進するためには、制度的には、現行の法人取得の仕組みが不利である。小さな山でも大きく育てるなどの制度的な取り組みが必要である。

【対応策】

法人取得を目指す者があっても、国・自治体の補助金補助、住民の取り組が促進されること、現行の法人取得の2種類（株式会社、有限会社）の法人取得の促進を図り、現行の株式会社（約8万9千個）に対して、担当官（関係者）のノウハウの提供を促進し、制度の活用促進を図る。H30年度に203号の創出を促進する。H30年度に203号の創出を促進する。

【効果】

中山間地域等において雇用創出と所得創出、生活サービス提供が促進されている。

国家戦略特区における特別措置の延長（所得税）

現行の国家戦略特区制度において認められている特別措置又は投資促進措置及び固定資産課税の特例について、措置の延長を行う。

現行制度

- ① 業種等を選定した基金の特別措置又は法人形態の特別措置
国家戦略特区の指定主体として指定区域計画に定められた者が、国家戦略特区において事業等を行う場合に特別措置又は特別措置を受けることができる。
- ② 研究開発活動の特別措置（個人）
①の特別措置の適用を受ける特定中継事業の用に供する研究開発活動等について、特別措置（45%）に加え、その減価償却費の30%を特別措置として認める。
- ③ 固定資産課税の特例
特定中継事業のうち研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産課税について、課税額を最初の3年間課税額の2分の1とする措置。

要領内容
適用期間を2年間延長する。（令和2年6月31日～令和4年9月31日）

大胆な規制改革等の突破口である国家戦略特区については、これら683回の区域会議を開催し、242事業の区域計画を指定するなどその取組は着実に進展。今後、更なる国家戦略特区の目的に資する民間主導の新たな事業を強力に推進すべく、事業領域の整備を図る必要がある。

取組の進展

国家戦略特区で推進する「世界で一番ビジネスしやすい環境」の整備等のプロジェクトに関する事業への民間投資が顕著され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成が促進される。58

国家戦略特区において認められている特別措置の延長

現行の国家戦略特区制度において認められている所得税の特例（事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度）について、措置の延長を行う。

現行制度

- ① 対象事業
国家戦略特区区域の特別措置が適用される指定された事業であること。②の対象分野の事業であり、新たな制度又は現行制度の変化によらず現行の事業であるもの。（注：政府令「特例」の規制の特例措置が対象）
- ② 対象分野
「医療」（「国際化」「最先端」等）
※一定の政府令「特例」その他の特殊な規定を適用し、物品による供給の促進、新規又は既存及び当該供給を適用した物品の自給自足率を向上させるために必要な設備の新設・増設又はその改良を適用した一定の事業
- ③ 主な法人形態要件
（指定時期）令和2年3月31日
（対象事業）国家戦略特区の指定日以後に設立され、設立の日以後の期間が6年未満であること。
（区域計画）国家戦略特区に定められた区域計画に従って事業を行うこと。
（区域計画）特区内外に本店又は主たる事業所を有すること。特区内外の事業所では、同一、立寄官等の業種（補助的のもの）に係る1以上の業務を行うこと。特区内外の業務の提供を受ける法人の増加促進を目的とするものとする。

要領内容
法人の指定期限を、令和2年3月31日までの期間延長する。

大胆な規制改革等の突破口である国家戦略特区については、指定に進展しており、更なる国家戦略特区の目的に資する民間主導の新たな事業を強力に推進すべく、事業領域の整備を図る必要がある。

国家戦略特区で推進する「世界で一番ビジネスしやすい環境」の整備等のプロジェクトに関する事業への民間投資が顕著され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成が促進される。59

取組の進展

国家戦略特区で推進する「世界で一番ビジネスしやすい環境」の整備等のプロジェクトに関する事業への民間投資が顕著され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成が促進される。59

国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長

現行の国家戦略特区制度において定められている国家戦略特別区域における個人出資に係る所得控除の特例措置について、2年間の延長を行う。(17年度創設)

出資に係る所得控除

特定区域特区内に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の課税した年分の総所得金額等から一定の額を控除できる制度。
 ・控除額：株式会社等に拠出した金額(1千万円が限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千万円を超えない金額。
 ・適用対象：適用期間の日までに発行される株式または出資により取得した一定の個人
 ・会社要件：(1)小規模企業(おはたけ推進員が10人(個人又はサードパーティ)以下) 設立後、3年未満のベンチャー企業かつ一定の雇用増加で、売上営業利益率 2%以下 など
 (2)創業、成長、イノベーション分野の中小企業
 ・強立後、5年未満のベンチャー企業かつ売上営業利益率 2%以下 など
 ・適用期間：(発行)令和2年3月31日 (受取)令和4年3月31日まで延長

事業の目的

本税制特区内にベンチャー企業の創業を促進、成長する施策を整備することで、国家戦略特区において、民間の能力を十分発揮できる世界で一番ビジネスしやすい環境の整備を図り、経済の成長につなげる。

対象の企業

ベンチャー企業への投資が増加することで、ベンチャー企業の創業を促し、先進的・革新的な技術や製品開発が促進される。国家戦略特区において、経済活動のエンジンとなるベンチャー企業の創業・成長が促進されることにより、雇用やイノベーションに寄与する。

国際戦略総合特区に係る税制上の支援措置の概要

国際戦略総合特区(法人税)

特別償却又は投資額控除

特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区特区内に定められた事業を行ったために、設備等を取得してその事業の用に供した場合には、特別償却又は投資額控除ができる制度。

【対象設備】機械・装置(2千万円以上)、
 研究開発用器具・器具(1千万円以上)
 建物・附属設備・構築物(1億円以上)
 【特別償却の割合】取得価額の34%(建物等17%)
 【投資額控除の割合】取得価額の10%(建物等5%)
 (当期法人税額の20%までが限度)
 【設備等取得の期間】法人指定の日から
 令和2年3月31日まで
 →令和4年3月31日まで延長

【対象分野】

- ① 環境・資源・防災、保全に関する研究開発等
- ② 先端型自動車、再生可能エネルギー、最先端技術を用いた航空機等
- ③ 高度な国際技術、民間企業、医師等に関する研究開発等
- ④ 放射線治療その他の高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器等
- ⑤ 高度な産業技術に関する研究開発等
- ⑥ 航空機、航空機の部品、半導体集積回路等

措置	対象の所得 (H30.1~H30.3)
特別償却	17%
投資額控除	10%
特別償却及び投資額控除の併用	27%
特別償却及び投資額控除の併用(建物等)	22%
特別償却及び投資額控除の併用(建物等)(5%)	5%

国家戦略特区における民間の再開発事業のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る以下の課税の特例措置を3年間延長する。

課税の特例措置
 ・所得税：15% → 10% (課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える部分(15%)
 個人住民税：5% → 4% (課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える部分は5%)
 ・法人税 法人重課の適用除外
 ・繰渡期限 令和元年12月31日(時) (要室)令和4年12月31日まで延長

事業の目的

国家戦略特区で推進する産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のための再開発は迅速に進める必要性が高く、税制上の特例措置を設け、民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化を図り、国際的なビジネス拠点の迅速な整備を図る必要がある。

効果の概要

国家戦略特区において、再開発の種地の供給者に直接的に軽減措置を講ずることによって、その供給が円滑化され、民間の投資による産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の迅速な形成が促進される。

5. 次期「地方版総合戦略」の策定について

IV. 国と地方の総合戦略の策定等について

「長期ビジョン」については、現在の人口等の見通しが第1期の当初時点における推計と大きく乖離していないことや、外国人については長期にわたる出入国人の状況を考慮することが困難であること等を踏まえ、時点修正など必要な検討を行う。「地方人口ビジョン」については、中長期的には人口の自然増が重要であるという観点を重視しつつ、数値の状況の變化を踏まえたと必要を見直しを検討することが求められる。

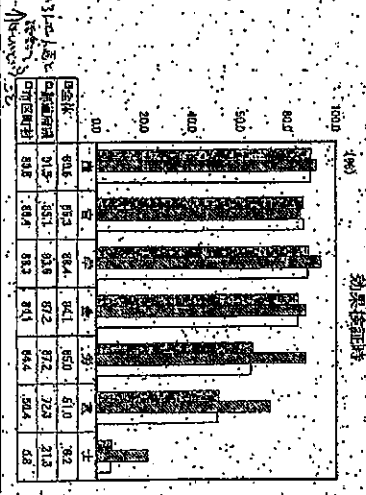
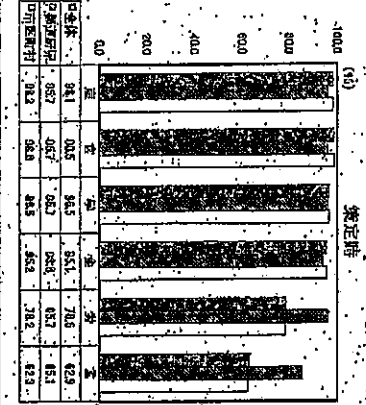
(中略)

地方においても、国の「総合戦略」を踏まえ、地方創生の施策・強化に向け、初め目な「取組を進めること」が求められることから、各地方公共団体においては、現行の「地方版総合戦略」を踏襲し、次期「地方版総合戦略」の策定を進める必要がある。その策定に当たっては、各地方公共団体自身が責任を持って社会・経済状況の變化を捉え地域の将来像を考へる観点から、幅広い年齢層の住民をはじめ、経営者・労働者など多様な主体の意見を踏まえるなど、各々の地域の特性に応じた検討プロセスを経ることも重要である。また、策定に当たっては、経済圏域における取組なども視野に入れ、行政区域を超えた広域的な連携を考慮する必要がある。

国は、地方公共団体における次期「地方版総合戦略」の策定や「地方人口ビジョン」の改訂に資するよう、国における「長期ビジョン」や第2期「総合戦略」の検討状況に関する情報提供を行うなど、必要な支援を行うこととする。

地方版総合戦略の策定・効果検証における外部有識者の参画状況

○ 地方版総合戦略の策定に当たって、総合戦略推進組織等で外部有識者が参画している地方公共団体の状況をみると、8割超の地方公共団体が産官学産が参画している。検証機関等での外部有識者が参画している地方公共団体の状況を見ると、8割超の地方公共団体が産官学産が参画している。



産・業・学・研(産官学産)・産官学産(産官学産)、官・行政機関(市庁舎、町村会、職業安定所等)、学・教育機関(大学、工業専門学校等)、金・地産金融機関、労・労働団体、言・メディア等、士・税理士、弁護士等。

(備考) 策定について、外部有識者が参画する地方版総合戦略のための総合推進組織・検証機関を設けていないが、既存の組織内で外部有識者等から意見を聴取する仕組みがすでに構築されている地方公共団体の回答も策定に含めている。

地方版総合戦略の策定状況

- 平成31年3月現在で、全ての都道府県及び1740市区町村が地方版総合戦略を策定済。
- 未策定の1団体(東京都中央区)においては、平成31年度中に策定予定。

※ 東京都中央区は、平成31年度中に策定予定。

<策定の経過>

平成26年12月27日 「都道府県まちびと」こと創生総合戦略及び市町村まちびと」こと創生総合戦略の策定について(通知)(平成26年12月27日付閣議第379号)

※ 遅くとも平成27年度中には、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定していただくようお願い。

平成28年3月31日時点(平成27年度中に策定)

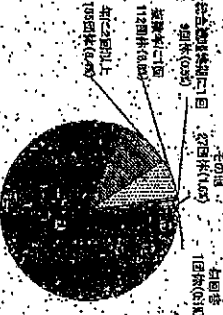
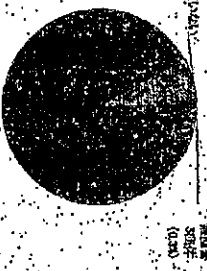
(都道府県) 策定済: 47/47団体 未策定: 0/47団体
(市区町村) 策定済: 1,737/1,741団体 未策定: 4/1,741団体

平成29年3月31日時点(平成28年度中に策定)

(都道府県) 策定済: 47/47団体 未策定: 0/47団体
(市区町村) 策定済: 1,740/1,741団体 未策定: 1/1,741団体

地方版総合戦略の効果検証の実施状況

- 地方版総合戦略の効果検証を実施している地方公共団体は、92.0%と高まっている(都道府県: 100%、市区町村: 91.8%)。
- 効果検証の実施頻度は、「年に1回(約)の団体が81.5%、1年に2回以上の団体が9.4%となっている。



地方版総合戦略の効果検証の実施状況
(市区町村のみ、人口規模別)

効果検証を実施している 効果検証を行っていない

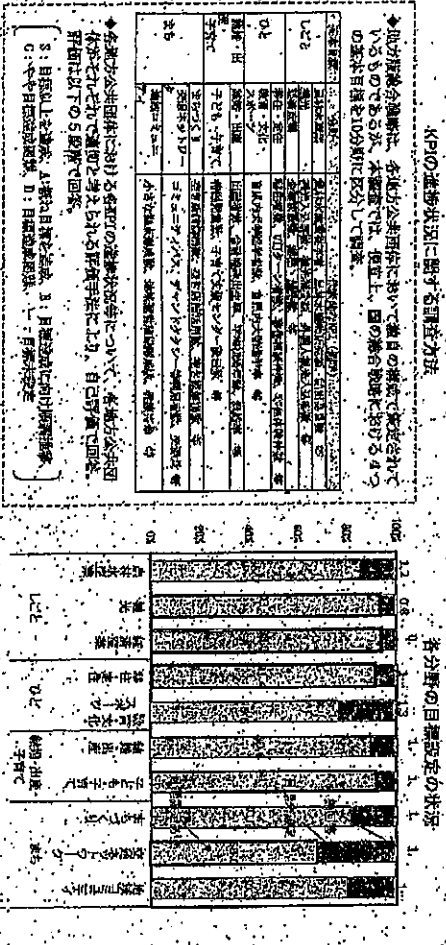
人口規模	実施済	実施していない	不明
50万人以上	1	0	0
20万人以上50万人未満	1	0	0
5万人以上20万人未満	17	1	0
1万人以上5万人未満	17	1	0
TOTAL	35	2	0

効果検証を実施していない理由のうち主なものは、

- ◆ 地方版総合戦略は中長期的な視点で中を策定しているため、毎年の効果検証は未実施。
- ◆ 地方版総合戦略に基づく実行型事業の効果検証は随時行っているが、地方版総合戦略全体の効果検証は未実施。
- ◆ 事業年度である平成31年度に実施予定。

KPIの進捗状況①

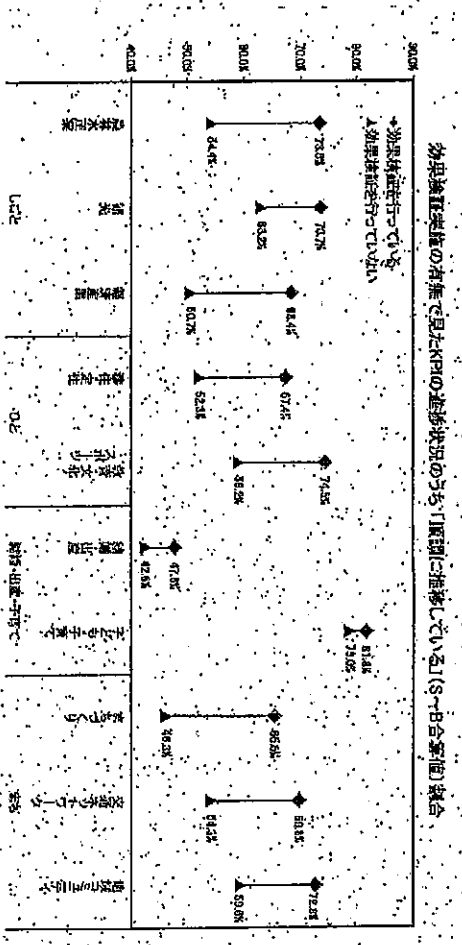
各分野におけるKPIの目標設定の状況と「経済産業」や「観光」、「子ども・子育て」、「移住・定住」で9割以上の地方公共団体が目標設定している一方、「交通インフラ」では7割弱となっている。



各地方公共団体は、地域の事情に応じて独自の体系で目標を設定しており、これらを独自の基準により自己評価していることに留意が必要。

KPIの進捗状況②

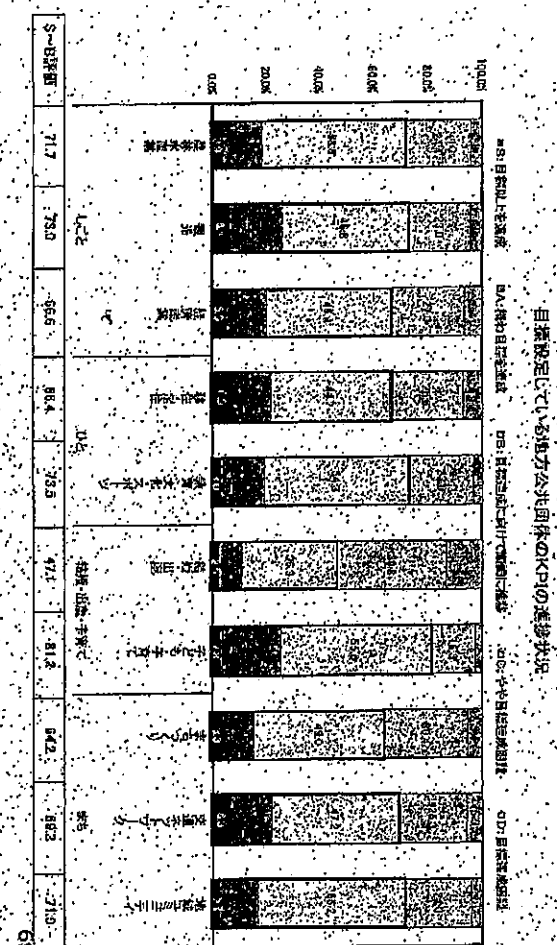
効果検証を実施している地方公共団体では、全ての分野において、効果検証を実施していない地方公共団体に比べて、期間に推移(S～B評価)している自己評価している割合が高い。



KPIの進捗状況については、「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査結果」(平成31年3月27日)において、地域別や人口規模別等の集計・分析を行っている。

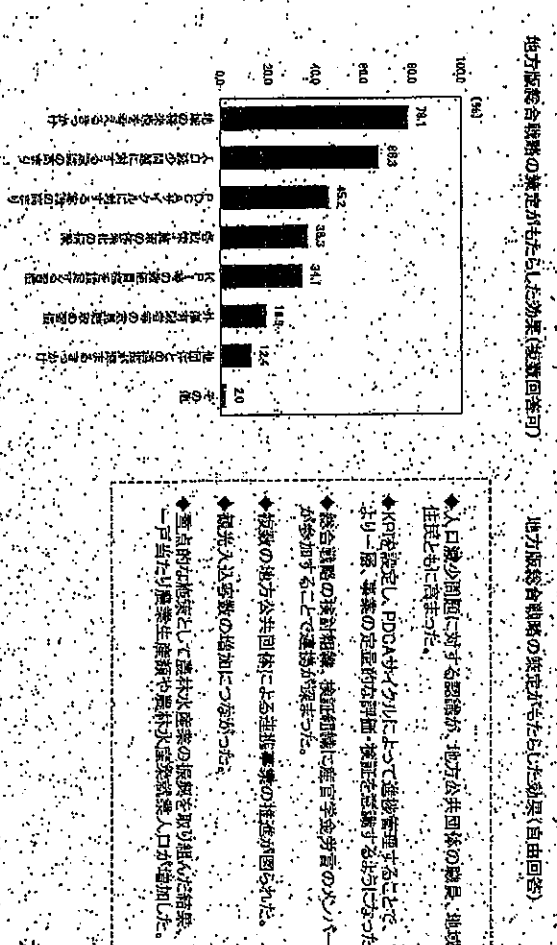
KPIの進捗状況③

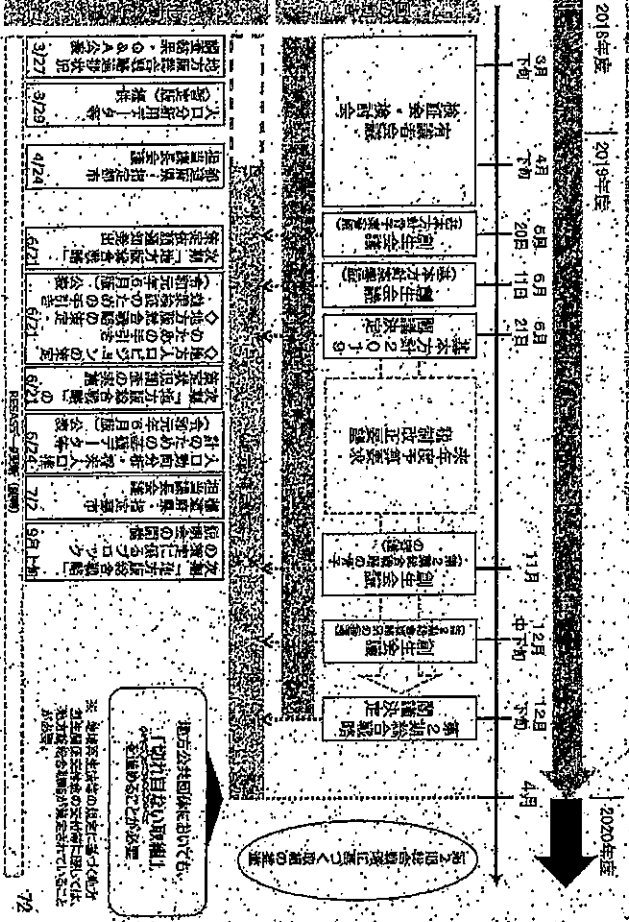
各地方公共団体のKPIの進捗状況(自己評価)をみると、「子ども・子育て」では期間に推移(S～B評価)している自己評価している割合が61.2%と高く、一方、「経済産業」では47.1%と低くなっている。



地方版総合戦略の策定がもたらした効果

地方版総合戦略の策定がもたらした効果(自由回答)





地方版総合戦略の策定 効果検証のための手引き (令和元年6月版) 1のポイント

○まち・ひとと社会に関する2019年の関係決定を踏まえ、地方公共団体に於いて、次期「地方版総合戦略」の策定を進めるよう依頼する通知(まち・ひとと社会に関する2019年度地方版総合戦略策定通知)を提出し、開始する。

<手引きの構成>

1. 調査対象と市町村の役割分担
2. 策定プロセス
3. 地方版総合戦略の構成
4. 検証目標・重要業績指針指標(KPI)の設定

ポイント

1. 基本方針2019年を踏まえた取組
 - (1) 「策定プロセス」の重要性(促進)
 - (2) 各々の地域の特性に合わせた「プロセス」の策定(促進)
 - (3) 「策定プロセス」の進捗状況の把握(促進)
2. 効果検証の重要性(促進)
3. 効果検証の進捗状況の把握(促進)
4. 効果検証の進捗状況の把握(促進)
5. その他(促進)

地方版総合戦略の策定を進めるよう依頼する通知(まち・ひとと社会に関する2019年度地方版総合戦略策定通知)を提出し、開始する。

地方版総合戦略の策定を進めるよう依頼する通知(まち・ひとと社会に関する2019年度地方版総合戦略策定通知)を提出し、開始する。

地方版総合戦略の策定 効果検証のための手引き (令和元年6月版) 1のポイント

○まち・ひとと社会に関する2019年の関係決定を踏まえ、地方公共団体に於いて、次期「地方版総合戦略」の策定を進めるよう依頼する通知(まち・ひとと社会に関する2019年度地方版総合戦略策定通知)を提出し、開始する。

<手引きの構成>

1. 調査対象と市町村の役割分担
2. 策定プロセス
3. 地方版総合戦略の構成
4. 検証目標・重要業績指針指標(KPI)の設定

ポイント

1. 基本方針2019年を踏まえた取組
 - (1) 「策定プロセス」の重要性(促進)
 - (2) 各々の地域の特性に合わせた「プロセス」の策定(促進)
 - (3) 「策定プロセス」の進捗状況の把握(促進)
2. 効果検証の重要性(促進)
3. 効果検証の進捗状況の把握(促進)
4. 効果検証の進捗状況の把握(促進)
5. その他(促進)

地方版総合戦略の策定を進めるよう依頼する通知(まち・ひとと社会に関する2019年度地方版総合戦略策定通知)を提出し、開始する。

地方版総合戦略の策定を進めるよう依頼する通知(まち・ひとと社会に関する2019年度地方版総合戦略策定通知)を提出し、開始する。

①多様な主体の参画・住民参加型会議に関する事例

徳島県山形町(山形町)の人口ビジョン・まちを未来世代につなぐ(プロジェクト)

●協議決定の期として、町民を含む様々なステークホルダー(市民、若手(49歳以下)の町民等、住民参加型会議のメンバー)のメンバーが協賛し、町民が協賛する形で協議を進めた。協議は、山形町で住民参加型会議を開催し、協議の進捗に当たっては、町民に協賛して町民が協賛する形で協議を進めた。協議は、山形町で住民参加型会議を開催し、協議の進捗に当たっては、町民に協賛して町民が協賛する形で協議を進めた。

九州地方型型型

●九州・山口地域の自治体で構成する「九州地方型型型」では、各自治体や民間企業をメンバーとする「九州地方型型型」を推進し、九州・山口地域における地方創生の推進を図る。協議は、九州・山口地域で住民参加型会議を開催し、協議の進捗に当たっては、町民に協賛して町民が協賛する形で協議を進めた。

②広域連携に関する事例

中津・糸織郡・大田原市市民会

●中津・糸織郡・大田原市市民会は、中津・糸織郡の5市で構成し、その中心として、協議の推進を図る。協議は、中津・糸織郡で住民参加型会議を開催し、協議の進捗に当たっては、町民に協賛して町民が協賛する形で協議を進めた。

九州地方型型型(再掲)

(再掲)

③国の政策を活用した事例

①人口ビジョンに関する事例

●人口ビジョン・まちを未来世代につなぐ(プロジェクト)は、協議決定の期として、町民を含む様々なステークホルダー(市民、若手(49歳以下)の町民等、住民参加型会議のメンバー)のメンバーが協賛し、町民が協賛する形で協議を進めた。協議は、山形町で住民参加型会議を開催し、協議の進捗に当たっては、町民に協賛して町民が協賛する形で協議を進めた。

香取県

●香取県は、協議決定の期として、町民を含む様々なステークホルダー(市民、若手(49歳以下)の町民等、住民参加型会議のメンバー)のメンバーが協賛し、町民が協賛する形で協議を進めた。協議は、山形町で住民参加型会議を開催し、協議の進捗に当たっては、町民に協賛して町民が協賛する形で協議を進めた。

②国の政策を活用した事例

●山形県山形市(山形市)は、協議決定の期として、町民を含む様々なステークホルダー(市民、若手(49歳以下)の町民等、住民参加型会議のメンバー)のメンバーが協賛し、町民が協賛する形で協議を進めた。協議は、山形町で住民参加型会議を開催し、協議の進捗に当たっては、町民に協賛して町民が協賛する形で協議を進めた。

山形県山形市(山形市)は、協議決定の期として、町民を含む様々なステークホルダー(市民、若手(49歳以下)の町民等、住民参加型会議のメンバー)のメンバーが協賛し、町民が協賛する形で協議を進めた。協議は、山形町で住民参加型会議を開催し、協議の進捗に当たっては、町民に協賛して町民が協賛する形で協議を進めた。

●地方自治体や民間企業をメンバーとする「九州地方型型型」を推進し、九州・山口地域における地方創生の推進を図る。協議は、九州・山口地域で住民参加型会議を開催し、協議の進捗に当たっては、町民に協賛して町民が協賛する形で協議を進めた。

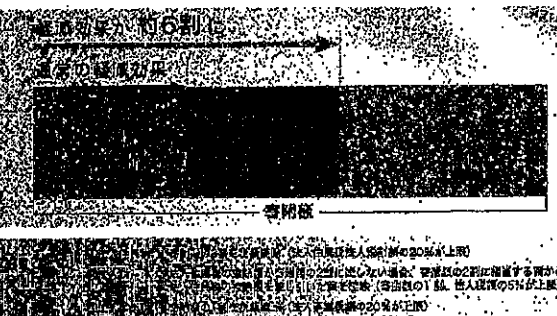
企業成長と納税
活用事例集

全国の特徴的な取組



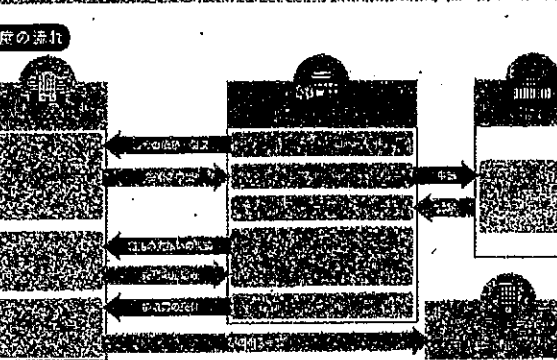

地方創生の取組

2016年度に創設された企業成長と納税(地方創生活店支援制度)は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が活用を行った場合に、商標費の3割を当該企業の法人関係者から補助金とする仕組みです。これにより、通常の基金収入となる軽減効果(商標費の約3割)と合わせて、最大で商標費の約6割が軽減され、実質的な企業の負担は約4割まで圧縮されます。



国(国税庁)が認定した地方公共団体(地方創生活店支援制度)は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が活用を行った場合に、商標費の3割を当該企業の法人関係者から補助金とする仕組みです。これにより、通常の基金収入となる軽減効果(商標費の約3割)と合わせて、最大で商標費の約6割が軽減され、実質的な企業の負担は約4割まで圧縮されます。

国(国税庁)が認定した地方公共団体(地方創生活店支援制度)は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が活用を行った場合に、商標費の3割を当該企業の法人関係者から補助金とする仕組みです。これにより、通常の基金収入となる軽減効果(商標費の約3割)と合わせて、最大で商標費の約6割が軽減され、実質的な企業の負担は約4割まで圧縮されます。



制度の経緯



1. 1997年
2. 2000年
3. 2003年

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



制度の留意事項

- 1年度あたり10万円以上の拠出が対象となります。
 - 拠出を行うことと代償として譲渡済の利益を返却することと併進はされていません。返却は翌年度以降として返金を受け取る。※併進が伴っていません。
 - 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
※地方公共団体とは、地方公共団体の法人及びその設置団体の法人を指します。
 - 以下の案件は対象外、非対象地域への寄附については、本制度の対象となりません。
1. 地方公共団体の非営利団体であるNPO等
2. 地方公共団体の非営利団体であるNPO等
3. 地方公共団体の非営利団体であるNPO等
- 【2019年度に於いて対象外とする地方公共団体】
 ○茨城県 ○茨城県守谷市 ○埼玉県戸田市、松本市、八潮市、三芳町 ○千葉県市川市、流山市、印西市
 ○東京都23特別区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小倉井町、墨田区、国分寺市、多摩市、昭和三十九年
 ○神奈川県川崎市、横須市、藤沢市、藤川市、鎌倉市、相模原市、海老原市、中井町、梶川町

NEW 2019年度に於いて対象外とする地方公共団体

[Redacted text block]

農水省研修資料

2019年度補正予算の農業支援の概要について

1 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

※ 金額は平成30年度補正予算の額

● 農業者の減少・高齢化が進む中、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現します。

① 先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手の育成・施設の導入（50億円）

● 先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

○担い手確保・経営強化支援事業

対象者

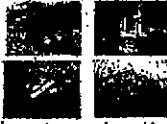
適切な「人・農地プラン」が作成されており、農地中間管理機構が活用している地区（又は活用することが見込まれる地区）において、先進的な農業経営の確立に意欲的に取り組む地域の担い手

補助対象

農業用機械、農業用ハウス等施設の導入

補助率

事業費の1/2以内
（1経営体当たり法人：3,000万円、個人：1,500万円を上限に区分）



② 実質無利子化による金融支援措置の充実

● 意欲ある農業者の経営発展、産地の収益力向上等を後押しするための実質無利子化を推進します。

○スーパー1資金（農業経営基盤強化資金）の実質無利子化措置（基金）

新たに攻めの経営原則に取り組む人、農地プランの中心経営体等に位置付けられた認定農業者に対し、貸付当初5年間実質無利子化（融資種：1,000億円）を推進（対象となる借入金額：20億円）

【スーパー1資金の概要】

- 使途：施設整備（農地取得を含む）、短期運転資金等
- 借入期間：25年以内（うち償還期間10年以内）
- 借入限度：個人3億円（農産部門経営等は6億円）
法人10億円（民間金融機関との協働融資の状況に応じ30億円）



総合的なTPP等関連政策大綱に基づく
農林水産分野の対策

平成31年2月

農林水産省

総合的なTPP等関連政策大綱
（平成27年11月25日決定、平成29年11月24日改訂）

③ 農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化（348億円）

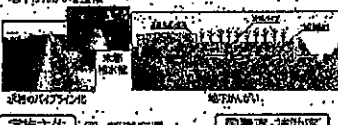
● 担い手の米の生産コストを大幅に削減するため、農地の大区画化・排水対策と水管理の複合化のための整備を一体的に推進します。

＜連携のイメージ＞

○ 水管理基盤の導入が可能な大区画化実施区域



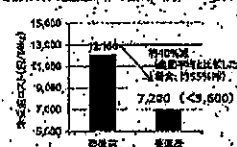
○ 水管理の強化が可能な汎用化
（排水が可能な区域）



実施主体 国、都道府県

補助率 補助率 2/3、30%等

＜効果 米の生産コストの削減（円/60kg）＞



※ 削減率：
2000年（平成12年）の平均値を100%として
2016年（平成28年）の平均値を100%として
2017年（平成29年）の平均値を100%として
2018年（平成30年）の平均値を100%として
2019年（平成31年）の平均値を100%として
2020年（令和2年）の平均値を100%として
2021年（令和3年）の平均値を100%として
2022年（令和4年）の平均値を100%として
2023年（令和5年）の平均値を100%として
2024年（令和6年）の平均値を100%として
2025年（令和7年）の平均値を100%として
2026年（令和8年）の平均値を100%として
2027年（令和9年）の平均値を100%として
2028年（令和10年）の平均値を100%として
2029年（令和11年）の平均値を100%として
2030年（令和12年）の平均値を100%として
2031年（令和13年）の平均値を100%として
2032年（令和14年）の平均値を100%として
2033年（令和15年）の平均値を100%として
2034年（令和16年）の平均値を100%として
2035年（令和17年）の平均値を100%として
2036年（令和18年）の平均値を100%として
2037年（令和19年）の平均値を100%として
2038年（令和20年）の平均値を100%として
2039年（令和21年）の平均値を100%として
2040年（令和22年）の平均値を100%として
2041年（令和23年）の平均値を100%として
2042年（令和24年）の平均値を100%として
2043年（令和25年）の平均値を100%として
2044年（令和26年）の平均値を100%として
2045年（令和27年）の平均値を100%として
2046年（令和28年）の平均値を100%として
2047年（令和29年）の平均値を100%として
2048年（令和30年）の平均値を100%として
2049年（令和31年）の平均値を100%として
2050年（令和32年）の平均値を100%として
2051年（令和33年）の平均値を100%として
2052年（令和34年）の平均値を100%として
2053年（令和35年）の平均値を100%として
2054年（令和36年）の平均値を100%として
2055年（令和37年）の平均値を100%として
2056年（令和38年）の平均値を100%として
2057年（令和39年）の平均値を100%として
2058年（令和40年）の平均値を100%として
2059年（令和41年）の平均値を100%として
2060年（令和42年）の平均値を100%として
2061年（令和43年）の平均値を100%として
2062年（令和44年）の平均値を100%として
2063年（令和45年）の平均値を100%として
2064年（令和46年）の平均値を100%として
2065年（令和47年）の平均値を100%として
2066年（令和48年）の平均値を100%として
2067年（令和49年）の平均値を100%として
2068年（令和50年）の平均値を100%として
2069年（令和51年）の平均値を100%として
2070年（令和52年）の平均値を100%として
2071年（令和53年）の平均値を100%として
2072年（令和54年）の平均値を100%として
2073年（令和55年）の平均値を100%として
2074年（令和56年）の平均値を100%として
2075年（令和57年）の平均値を100%として
2076年（令和58年）の平均値を100%として
2077年（令和59年）の平均値を100%として
2078年（令和60年）の平均値を100%として
2079年（令和61年）の平均値を100%として
2080年（令和62年）の平均値を100%として
2081年（令和63年）の平均値を100%として
2082年（令和64年）の平均値を100%として
2083年（令和65年）の平均値を100%として
2084年（令和66年）の平均値を100%として
2085年（令和67年）の平均値を100%として
2086年（令和68年）の平均値を100%として
2087年（令和69年）の平均値を100%として
2088年（令和70年）の平均値を100%として
2089年（令和71年）の平均値を100%として
2090年（令和72年）の平均値を100%として
2091年（令和73年）の平均値を100%として
2092年（令和74年）の平均値を100%として
2093年（令和75年）の平均値を100%として
2094年（令和76年）の平均値を100%として
2095年（令和77年）の平均値を100%として
2096年（令和78年）の平均値を100%として
2097年（令和79年）の平均値を100%として
2098年（令和80年）の平均値を100%として
2099年（令和81年）の平均値を100%として
2100年（令和82年）の平均値を100%として
2101年（令和83年）の平均値を100%として
2102年（令和84年）の平均値を100%として
2103年（令和85年）の平均値を100%として
2104年（令和86年）の平均値を100%として
2105年（令和87年）の平均値を100%として
2106年（令和88年）の平均値を100%として
2107年（令和89年）の平均値を100%として
2108年（令和90年）の平均値を100%として
2109年（令和91年）の平均値を100%として
2110年（令和92年）の平均値を100%として
2111年（令和93年）の平均値を100%として
2112年（令和94年）の平均値を100%として
2113年（令和95年）の平均値を100%として
2114年（令和96年）の平均値を100%として
2115年（令和97年）の平均値を100%として
2116年（令和98年）の平均値を100%として
2117年（令和99年）の平均値を100%として
2118年（令和100年）の平均値を100%として

④ 中山間地域等における担い手の収益力の向上（280億円（うち、補正予算200億円））

○中山間地域等産出向上支援対策

● 中山間地域において、収益性の高い産出物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、奨励的な計画策定、水田の畑地化等の産出増進、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援します。



実施主体 地方公共団体、農業団体等

補助率 定額 1/2、55%等

※ 奨励策：
「専業農業者が水田を畑地として使用する」「水田の畑地化、排水・排水地の開闢化等の措置」「専業農業者が水田を畑地として使用する」「水田の畑地化、排水・排水地の開闢化等の措置」「専業農業者が水田を畑地として使用する」「水田の畑地化、排水・排水地の開闢化等の措置」

1 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

- 次世代を担う経営継承に優れた担い手の育成
 - ・担い手に対する農業用機械・施設の導入を支援
 - ・農地の大区画化（排水対策、水管理の省力化等）のための整備を一体的に推進
 - ・中山間地域における水田の畑地化等の産出増進、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
 - ・高収益な作物・栽培体系への転換を図るための施設を総合的に支援
 - ・水田の畑地化、排水・排水地の開闢化等の施設整備を推進
 - ・ロボット・AI、IoT等の先端技術を生産現場に導入し、生産がら出荷まで一貫した体系として実現する取組を支援
- 畜産・畜産収益力強化推進プロジェクトの推進
 - ・地域の収益性向上に必要は設備導入、施設整備、畜舎導入等を支援
 - ・収容力増強の要件や大型施設体系に対応した専地整備を推進
 - ・経営者によるチーズ向け原料の高度化、コスト削減、チーズ工房等による生産性向上と販路向上、ブランド化の取組を支援
- 高収益な我が国農林水産物の輸出等消費フロンティアの開拓
 - ・輸出に取組む事業者のグローバル認知づくりや海外での需要拡大・販路開拓に向けた取組を支援
 - ・食肉処理施設等の産地集約施設やクールドキュメント対応型市場施設の整備、HACCP対応のための水産加工施設の整備等を支援
- 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化
 - ・林業経営を安定・集約化する地域に対する産出増進や高性能材産出の導入等を集中的に支援
 - ・大規模化、高効率化、低コスト化を図るための木材加工工場建設の整備、工場間連携や他品目への販路等を支援
- 持続可能な収益性の高い操業体系への転換
 - ・中核的産出物に対するリース方式による施設導入、生産性向上、省力・省コスト化に資する施設用機器等の導入を支援
 - ・競争力強化のために必要な共同利用施設や産地市場の統合に必要な施設の整備等を支援

2 経営安定・安定供給のための備え（単価5品目開選）

- 米
 - ・国際米の輸入量に相当する備蓄米を政府が需給米として買入れ
- 畜産
 - ・飼料等の安定供給を確保するため、引き置き、経営者等安定対策を集中的に実施
 - ・バスタ、鶏卵等の原料となる小規模のマークアップの実質的削減、引下げ
- 牛肉・豚肉
 - ・牛・豚マルシェの法制化と集約策の引上げ（8割→9割）、豚マルシェの品質向上水準の引上げ（国1・生産者1→国3・生産者1）
 - ・肉用子牛保証基準維持を現在の経営の実情に即したものに見直し
- 乳製品
 - ・原料乳産量を確保し、価格水準を一本化した新たな加工原料生産者向け価格設定を農民に実施
- 旨味調味料類
 - ・和食調味料を支援金の対象に追加

【参考】 農林水産分野における総合的なTPP等関連政策大綱を実現するための予算
平成30年度補正予算 3,168億円 平成29年度補正予算 3,470億円
平成28年度補正予算 3,453億円 平成27年度補正予算 3,122億円
（平成27年度補正予算から平成30年度補正予算までの合計額：1,982,934億円）

統合的TPP等関連政策大綱改訂に係る基本方針

令和元年10月1日
TPP改定委員会本部決定

12か国による「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」の大枠合意を契機、当本部において平成27年11月、「統合的TPP関連政策大綱」を決定した。その後、「日EU経済連携協定（EPA）」の大枠合意及び「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ（TPP11）協定」の大枠合意も踏まえ、平成29年11月に同大綱を改訂した。

本年9月26日、我が国にとっての主要な貿易相手国である米国との、日米貿易協定の最終合意に至った。

TPP11、EPA及び日米貿易協定により、我が国は、世界のGDPの5.9%、貿易額2.3兆ドル、人口1.34億人の巨大な市場を獲得することとなる。

今後の最終合意を踏まえ、引き続き早期署名に向けて作業を進めるとともに、今回の合意内容や進展等について国民への説明を丁寧に行うほか、政策効果分析もあわせ、本協定の効果を最大限に活かすために必要な政策の抜戟に着手する。

具体的には、TPP11、EPA、EPAの発効後の動向も踏まえた政策を改めて体系的に整理し、本年秋を目途に、前回の決定から2年経過した「統合的TPP等関連政策大綱」を改訂することとする。

改訂にあたっては、東京大府で明示した取組についての検証を行いつつ、下記の柱に沿って抜戟することとする。

- (1) 海外展開を推し進める日本企業・日本企業等による新たな市場開拓を促す
- (2) 各協定の効果を最大限活かし、国内産業の競争力を強化する
- (3) 強い農林水産業・農山村をつくりあげるため、農林水産業の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等、万全の地盤を築く

対策本部 農水省

農林水産分野におけるTPP、日EU・EPA対策

統合的TPP等関連政策大綱（平成27年11月25日決定、平成29年11月4日改訂）

＜概要：TPP等の概算＞

平成30年度補正予算額	3,188億円
平成27年度補正予算額	1,228億円
平成28年度補正予算額	1,458億円
平成29年度補正予算額	1,708億円

平成27年度補正予算から
平成30年度補正予算までの合計額
1兆2,994億円

＜注＞5,000億円超

＜体制強化等（4） 農林水産分野＞

- 次世代産業の海外展開に向けた担い手の育成
 - ・担い手に対する国際展開研修、海外の導入支援
 - ・農産物の大規模輸出支援、水産物の海外販路の確保等、生産・販路開拓支援等
 - ・中山間地域に於ける次世代担い手の育成支援、生産・販路開拓支援等
- 国際競争力のある産地・産品の確保
 - ・産地振興策の推進
 - ・水田の灌漑化、畑地・圃場の灌漑化等の推進
 - ・地域の競争力向上に必要は機械導入、施設整備、集約導入支援等
 - ・産地振興策の推進や大規模化促進に資する生産者間の連携強化
 - ・産地振興策による一次向け産品の輸出促進、加工・流通・サービス産業との連携
- 産地振興策が農林水産業の輸出振興を促すことにより、輸出に資する生産者間の連携強化
 - ・輸出に資する生産者間の連携強化
 - ・産地振興策の推進や大規模化促進に資する生産者間の連携強化
 - ・産地振興策による一次向け産品の輸出促進、加工・流通・サービス産業との連携
- 産地振興策が農林水産業の輸出振興を促すことにより、輸出に資する生産者間の連携強化
 - ・輸出に資する生産者間の連携強化
 - ・産地振興策の推進や大規模化促進に資する生産者間の連携強化
 - ・産地振興策による一次向け産品の輸出促進、加工・流通・サービス産業との連携
- 産地振興策が農林水産業の輸出振興を促すことにより、輸出に資する生産者間の連携強化
 - ・輸出に資する生産者間の連携強化
 - ・産地振興策の推進や大規模化促進に資する生産者間の連携強化
 - ・産地振興策による一次向け産品の輸出促進、加工・流通・サービス産業との連携

＜注＞

- ・輸出に資する生産者間の連携強化
- ・産地振興策の推進や大規模化促進に資する生産者間の連携強化
- ・産地振興策による一次向け産品の輸出促進、加工・流通・サービス産業との連携

畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの概要

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図ります。

① 畜産クラスター事業の拡充 [560億円] (この他、国産チーズ生産の海外輸出促進)

畜産クラスター計画を策定した平場・中山間地域など地域の収益性向上等に必要となる設備導入、施設整備、家畜導入を支援します。

〇畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

補助率 1/2以内、定額
対象者 営農改善者、法人等

先発・後発のポイント

〇地域の平均所得以上の収益は、施設整備費を最大50%まで、生産コスト削減に要する設備の導入費用は最大20%まで、支援対象となります。

〇中山間地帯先発とは、地域の収入率以上に収益拡大を達成し、地域の平均所得以下でも支援対象となります。

〇環境配慮型生産に、畜産施設等整備費の削減が適用受けやすくなります。

② 畜産クラスターを牽引する草地整備の推進(公共) [36億円]

地域ぐるみで効率的な飼料生産を一層促進するため、取捨作業等の負担や大型機械化体系に対応した草地整備を推進します。

〇取捨作業の負担軽減を図る取組 (例)

大区域にわたる草地の取捨作業は、地域ぐるみで行うことで、取捨作業の負担を軽減し、取捨作業の効率化を図ります。

実施主体 農、畜産関係、事業指定法人
補助率 2/3、1/2等

③ 和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上 [10億円]

性別別育成・和牛受胎率の活用、種豚の生産性向上に資する設備の導入等を支援します。

〇畜産・酪農収益力強化対策事業

性別別育成・受胎率・和牛受胎率の活用
繁殖性向上のための飼料プロファイルなど
種豚の生産性向上に資する設備の導入

実施主体 民間団体
補助率 1/2以内、定額

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創業者を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力強化を図ります。

① 産地パワーアップ事業 [400億円]

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む平場・中山間地帯などの産地に対し、全ての農産物を対象として計画的に支援します。この際、取組の節制的拡大を図る産地帯が、戦略的に事業を活用できるよう、複数年・複数品目にわたる事業計画も支援対象となります。

ICTを活用した産地情報共有の導入により、産地帯の水田・畑作農産物に活用する

収益力向上の目的を達成し、新たな産地帯の形成により、収益力向上の産地帯への展開を図ります

〔省力化機械システムの導入〕 〔競争力のある品種(野菜・果樹)〕 〔平坦地帯の形成〕

実施主体 民間団体
補助率 1/2以内、定額

② 水田の棚田化・畑地・樹園地の高機化 [518億円]

高収作物を中心とした営農体系への転換を図るため、平場・中山間地帯などにおける水田の棚田化・田用化、畑地・樹園地の高機化を推進します。

(1) 水田の棚田化の例

〔整備前〕 〔整備後〕

〔整備後〕 50%程度以上で生産

大規模化による高機化による高収化

(2) 畑地・樹園地の高機化の例

〔整備前〕 〔整備後〕

大規模化による高機化による高収化

実施主体 農、畜産関係、民間団体
補助率 2/3、50%等

畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの概要

④ 畜産物のブランド化等の高付加価値化 [62億円の内訳]

畜産物の品質向上やそれに伴う和牛の改良技術など、国の主導で次世代の技術体系を先み出す研究開発を支援します。

〇スマート畜産技術の開発・実証プロジェクト

実施主体 (国) 農、畜産関係、民間団体
補助率 1/2以内、定額

⑤ 自給飼料の一部の生産拡大・高品質化 [5億円]

自給飼料の増産、高品質な完全配合飼料(TMR)の安定供給、公共牧場の機能強化を支援します。

〇飼料生産基盤強化整備等特別対策事業

(1) 飼料増産のための施設整備の活用・普及等の取組
(2) 高品質な完全配合飼料(TMR)の安定供給を促すための取組
(3) 公共牧場の活用拡大と機能強化の取組

実施主体 民間団体
補助率 1/2以内等

⑥ 畜産農家の経営負担の軽減対策 [融資枠107億 (既存基金を活用)]

畜産経営者に対する経営負担の軽減を図るため、経営負担の軽減を図るための融資枠を拡充し、低利(当初5年間は無利子)の一括融資金を提供します。

〇畜産経営者負担軽減対策(クラスター資金)

意欲ある畜産農家の経営負担軽減を図るため、経営負担の軽減を図るための融資枠を拡充し、低利(当初5年間は無利子)の一括融資金を提供します。

対象者 畜産クラスター計画の中心となる経営者のうち、畜産、肉用牛又は酪農経営者
貸付条件 経営期間：創業及び内閣府25年以内、融資15年以内(返済5年以内)
貸付利率：0.35%以内(貸付当初5年間は無利子) ※貸付利率は0.1、0.24等

〇乳用牛・繁殖牛の生産性向上対策(繁殖力向上)

計画的な増産に必要な家畜の導入・育成資金を借入れる際の保証料を免除します。

対象者 乳用牛又は繁殖牛の計画的増産を行う畜産農家
対象資金 民間金融機関が融資する事業の購入・育成資金

⑦ 畜舎防疫体制の強化

畜舎防疫体制を強化して畜舎の所有者による飼育衛生管理水準の向上を図ります。

実施主体 都道府県、民間団体等
補助率 1/2等

⑧ 食肉処理施設・乳業工場の再編整備の推進 [24億円の内訳]

食肉処理施設の施設新築、乳業工場の製造ラインの整備の取組を支援します。

〇加工施設再編整備等特別対策事業

実施主体 食肉処理業者、乳業業者
補助率 1/2以内

新たな国産ブランドや生産性向上など戦略的な革新的技術の開発 (62億円)

〇ロボット・AI・IoT等の先端技術を生産現場に導入し、生産から出荷まで一貫した体系として実証する取組等を支援します。

〇スマート農業技術の開発・実証プロジェクト

スマート農業技術の開発・実証プロジェクト(大規模水田等)

スマート農業技術の開発

実施主体 (国) 農、畜産関係、民間団体

④ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用

〇加工施設再編整備等特別対策事業

実施主体 民間企業、民間団体、法人
補助率 1/2以内

⑤ 製粉工場・精製糖工場・搾乳機工場の再編整備 [24億円の内訳]

産地の状況に合わせた加工施設の再編整備を図るため、製粉工場・精製糖工場・搾乳機工場の再編整備の取組を支援します。

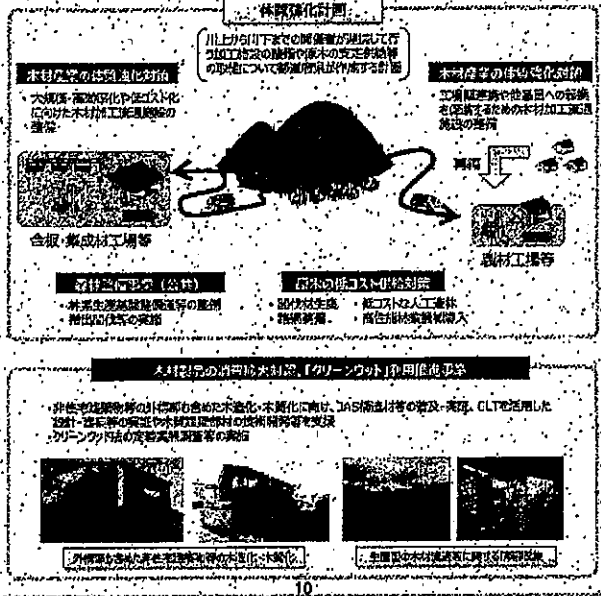
〇加工施設再編整備等特別対策事業

実施主体 民間企業、民間団体、法人
補助率 1/2以内

合板・製材・集成材等の木材製品について、生産・流通・加工コストの一体的な削減のための取組等を通じて競争力を強化します。

合板・製材・集成材国際競争力強化対策 [392億円]

- 対象者** 体質強化計画に沿って取組を行う林業・木材産業等関係者等
- 支援内容** 木材加工生産施設整備、関係材生産、人工森林、産地整備、高機能林業機械導入、JAS推進対策等の消費拡大の取組を支援
- 実施主体** 民間団体等
- 補助率** 定額（1/2以内等）



畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

③ 国産チーズの競争力強化対策 [150億円]

酪農家によるチーズ向け生乳の原産地化、チーズ工場等による生産性向上と品質向上、ブランド化を支援します。

- 1. チーズ工場等の生産性向上支援**
 チーズ工場等におけるチーズ製造工程・設備の整備に併せて補助の一助を支援します。
対象者 チーズ工場等関係者（中心企業（中心企業法における中小企業に該当しない旨をいう。）及び大企業による出資割合が総額決額の1/2以上の者を除く。）
実施主体 酪農水産省が直接事業実施主体を公募 **補助率** 1/2以内
- 2. 国産チーズ生産奨励事業**
 チーズ向け生乳の品質向上を図る取組等を行う上で一定の取組基準をクリアした酪農家に対し、奨励金を交付します。
対象者 生産者団体→生産者 **実施主体** (独) 農畜産業振興機構が事業実施主体を公募
補助率 チーズ向け生乳1kg当たり基本取組12円、上乘取組+3円
交付要件
 - 乳質低下防止のための畜舎の洗浄
 - 分娩前後の血液検査等による高度な管理
 - 生産管理の記録・記録、搾乳施設の点検整備
 - 飼料分析に基づく飼料設計、TMRセンサー等の利用
 - 自家製糞・尿処理施設
 - 専用設備（チークスライサー等）の導入
 - 専用設備（チークスライサー等）の導入
- 3. 国産チーズ品質向上・ブランド化を推進、消費拡大を支援**
 国産チーズを製造するために必要な技術研修会の開催や海外研修への参加、ブランド化のための国内イベントの開催、国産チーズへの参加等を支援するとともに、チーズを日本の食文化に取り入れるための定額、チーズのPR、展示によるチーズの普及促進の強化を支援します。
対象者 民間団体 **補助率** 定額
実施主体 (独) 農畜産業振興機構が事業実施主体を公募
- 4. 畜産・酪農収益力強化推進特別対策事業のつと国産チーズ振興**
 チーズ製造を行う酪農メーカーやチーズ工場が参加する協議会及びチーズ原料供給する酪農家等に対して、原料のロス削減や品質向上に向けた取組を支援します。
対象者 農業者等、法人等 **補助率** 1/2以内、定額

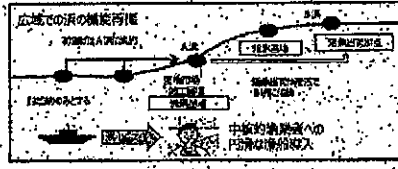
持続可能な収益性の高い農業への取組

浜の広域的な連携取組等を通じて持続可能な収益性の高い農業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図ります。

水産業競争力強化緊急事業 [324億円]

広域連携プラン 浜の連携取組の強化、漁業関係者の連携強化

広域な漁村地域が連携して取り組む浜の機能再編や中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革を推進



プランに基づき収入向上・コスト削減の取組の取組（船体更新・燃料削減等）や安定した操業に必要なリスクの軽減取組への支援

プランに基づき以下の事業を実施

- 1. 水産業競争力強化**
 漁船導入緊急支援事業
 中核的漁業者へのリース方式による漁船の導入を支援
- 2. 競争力強化型漁船等導入緊急支援事業**
 生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援
- 3. 水産業競争力強化**
 緊急施設整備事業
 競争力強化のために必要となる共同利用施設の整備、産地市場の統合の推進に必要な施設の整備及び関連する旧施設の撤去を支援

自己負担部分に新着融資について実質無利子化等を措置

※ 「水産物輸出拡大緊急対策」において、今後輸出拡大が見込まれる大規模な取組等に対する高付加価値、高付加価値、高付加価値の一体的な取組、輸出先のHACCP対応のための水産加工・流通施設の改修等、品質・衛生条件への適合に必要な機器等導入等を支援

高品質な我が国産水産物の輸出等取組プロジェクトの推進

TPP11や日EU・EPA発効による関税撤廃・削減の効果を最大限活用する等により、農林水産物・食品の輸出を加速させるため、グローバル産地づくり緊急対策、海外の需要拡大・物流構築に向けた取組、輸出拠点の整備及び輸出環境の整備を強化します。

グローバル産地づくり緊急対策 [10億円]

- ① 輸出先国でのPRの支援活動強化
- ② G7等国等に対する輸出促進や取組を支援するネットワークイベントの開催等の支援活動の実施
- ③ グローバル産地強化緊急対策
- ④ 食品衛生規制や農産物検査制度への対応が食品・産地への課題解決を支援

海外の需要拡大・物流構築に向けた取組の強化 [57億円]

- ① 輸出先国に向けた関係促進や需要喚起の強化
 戦略的に日本産品のPRを行い、海外需要を開拓するとともに事業者による売場促進を支援
- ② コムサール市場等大規模プロジェクトの推進
 海外市場開拓大規模プロジェクトに参加する輸出業者等が連携して戦略的に取り組む、中国等の海外市場開拓、POE・シブ等支援
- ③ 船舶自国入りの推進を活用した輸出促進
 旅行期間中の滞在期間中の滞在を海外での日本産品への需要拡大につなげるため、訪日外国人の日本の食への関心等に促す情報提供や発信等を強化
- ④ 外食産業等と連携した需要拡大取組等の支援
 産地と外食産業等の連携により、国産農林水産物を活用した新商品や必要な技術の開発等を支援

輸出拠点の整備 [147億円]

- ① 農産物輸出拡大施設整備事業
 国産農産物の輸出の拡大に必要な集出荷施設や加工処理施設等の産地集約施設やクールチェーン対応型市場施設等の整備を支援
- ② 水産物輸出拡大緊急対策事業
 拠点となる漁港等における集荷・集荷・分荷・出荷等に必要となる共同利用施設等の一体的な整備、HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修、高品質・高付加価値の取組等を支援

輸出環境の整備 [17億円]

- ① 政府間交渉等のための情報収集分析の強化
 海外国における輸入規制の調査・緩和に向けた政府間交渉等のための情報収集分析を強化
- ② EIU等向け集約情報の加算化
 EIU・EPA等による規制撤廃・削減促進や輸出拡大につなげるため、輸出拠点对する集約情報も加算化
- ③ 規格・規格、知的財産の戦略的活用を推進
 日本産品の特色や適正な生産・流通管理をアピールする規格・規格の活用を推進するとともに規格防止等の知的財産保護を推進

戦略的な動植物検疫環境の推進

輸出強化戦略で重点対象とした国・品目等についての二国間協議を推進

農林水産分野における「T.P.P等大綱を実現するための予算」
(平成29年度補正予算)

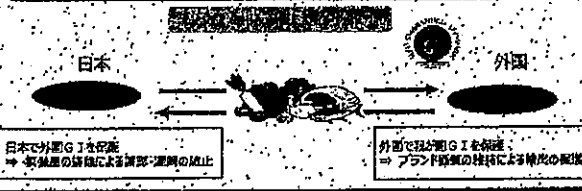
総額 3,170億円

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
 - 担い手確保・経営強化支援事業 (50億円)
 - 担い手経営発展支援基金対策事業 (国庫補助) (1,000億円)
 - 農地の更なる大区画化・汎用化の推進 (公共) (350億円)
 - 農地経営者の所得向上支援対策 (300億円)
 - うち本邦 100億円
 - うち産地パワーアップ事業優先枠 40億円
 - うち産地・産農収益力強化推進等特別対策 (産地クラスター) 事業優先枠 40億円
 - うち農産物付加価値向上支援対策 120億円
- 国際競争力のある産地インバナーションの促進
 - 産地パワーアップ事業 (447億円)
 - 水田の畑地化、畑地・棚田地の高度化等の推進 (公共) (457億円)
 - 革新的技術開発・実証実験事業 (60億円)
 - 加工施設再編等緊急対策事業 (25億円)
- 産産・産農収益力強化総合プロジェクトの推進
 - 産産・産農収益力強化推進等特別対策事業 (576億円)
 - (このほか産地クラスター90億円)
 - 産地クラスターの競争力強化 (150億円)
 - (上記産地クラスター90億円を含む)
 - 産地クラスターを維持・発展させる基盤整備の推進 (公共) (96億円)
 - 畜産・酪農生産力強化対策事業 (10億円)
 - 畜産生産者支援活用促進緊急対策事業 (5億円)
 - 産地経営者強化資金対策事業 (国庫補助) (130億円)
 - 加工施設再編等緊急対策事業 (再開) (25億円)
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等の需要フロンティアの開拓
 - 輸出に取り組み事業者への支援の強化 (36億円)
 - 輸出拠点の整備 (89億円)
 - 農産物輸出拡大施設整備事業 (100億円)
 - 水産物輸出拡大緊急対策事業 (一部公共) (71億円)
 - 環境・認証・知的財産の戦略的活用推進 (89億円)
- 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化
 - 合板・製材・集成材国際競争力強化対策 (一部公共) (400億円)
 - 「グリーンウッド」活用推進事業 (2億円)
- 持続可能な収益性の高い農業体制への転換
 - 水産物競争力強化緊急事業 (230億円)

消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。

① 諸外国との地理的表示の相互保護の推進

我が国の地理的表示(GI)の海外での保護を促した農林水産物の輸出促進及び海外のGI製品の偽造防止等による消費者の保護を図るため、諸外国と相互にGIを保護できる制度を確立しました。



GIにおいて相互保護の対象となるGI(食品)

品名	産地	保護期間	保護期間
新潟県産 越前産 越前産 越前産 越前産	越前産	越前産	越前産
...

② 病害虫等の侵入防止など動植物検疫体制の強化

- (1) 畜産防疫官・植物防疫官の増員
- (2) 国際空港での検疫検疫犬の増員



農林水産分野における「T.P.P等大綱を実現するための予算」
(平成28年度補正予算)

総額 3,453億円

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
 - 担い手確保・経営強化支援事業 (50億円)
 - 担い手経営発展支援基金対策事業 (国庫補助) (1,000億円)
 - 農地の更なる大区画化・汎用化の推進 (公共) (370億円)
 - 農地経営者の所得向上支援対策 (2億円)
 - 中山間地所得向上支援対策 (300億円)
 - うち本邦 80億円
 - うち産地パワーアップ事業優先枠 50億円
 - うち産地・産農収益力強化推進等特別対策 (産地クラスター) 事業優先枠 50億円
 - うち農産物付加価値向上支援対策 100億円
- 国際競争力のある産地インバナーションの促進
 - 産地パワーアップ事業 (570億円)
 - 水田の畑地化、畑地・棚田地の高度化等の推進 (公共) (496億円)
 - 農林水産分野におけるインバナーションの推進 (117億円)
 - 加工施設再編等緊急対策事業 (10億円)
- 産産・産農収益力強化総合プロジェクトの推進
 - 産産・産農収益力強化推進等特別対策事業 (685億円)
 - (このほか産地クラスター90億円)
 - 産地クラスターを維持・発展させる基盤整備の推進 (公共) (94億円)
 - 畜産・酪農生産力強化対策事業 (16億円)
 - 畜産生産者支援活用促進緊急対策事業 (9億円)
 - 産地経営者強化資金対策事業 (国庫補助) (17億円)
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等の需要フロンティアの開拓
 - 農林水産物の輸出力の強化 (270億円)
 - 輸出に取り組み事業者への支援 (293億円)
 - 国内以外の輸出拠点の整備 (一部公共) 293億円
 - 輸出に取り組み民間事業者に対する商面支援 (68億円)
 - 輸出拡大のためのサポート体制の構築 (17億円)
 - 取組が主体的に行う輸出環境の整備
- 合板・製材の国際競争力の強化
 - 合板・製材生産性強化対策 (330億円)
 - CSI-T利用促進総合対策 (10億円)
 - 「グリーンウッド」活用推進事業 (2億円)
- 持続可能な収益性の高い農業体制への転換
 - 水産物競争力強化緊急事業 (255億円)
- 消費者との連携強化
 - 国産農林水産物・食品への環境負荷軽減事業 (2億円)
- 生産資材価格の見える化等 (1億円)

農林水産分野における「T.P.P等大綱を実現するための予算」
(平成30年度補正予算)

総額 3,188億円

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
 - 担い手確保・経営強化支援事業 (50億円)
 - 担い手経営発展支援基金対策事業 (国庫補助) (1,000億円)
 - 農地の更なる大区画化・汎用化の推進 (公共) (348億円)
 - 中山間地所得向上支援対策 (280億円)
 - うち本邦 80億円
 - うち産地パワーアップ事業優先枠 40億円
 - うち産地・産農収益力強化推進等特別対策 (産地クラスター) 事業優先枠 40億円
 - うち農産物付加価値向上支援対策 120億円
- 国際競争力のある産地インバナーションの促進
 - 産地パワーアップ事業 (400億円)
 - 水田の畑地化、畑地・棚田地の高度化等の推進 (公共) (518億円)
 - スマート農業技術の開発・実証プロジェクト (62億円)
 - 加工施設再編等緊急対策事業 (24億円)
- 産産・産農収益力強化総合プロジェクトの推進
 - 産産・産農収益力強化推進等特別対策事業 (560億円)
 - (このほか産地クラスター90億円)
 - 産地クラスターの競争力強化 (160億円)
 - (上記産地クラスター90億円を含む)
 - 産地クラスターを維持・発展させる基盤整備の推進 (公共) (36億円)
 - 畜産・酪農生産力強化対策事業 (10億円)
 - 畜産生産者支援活用促進緊急対策事業 (5億円)
 - 産地経営者強化資金対策事業 (国庫補助) (107億円)
 - 加工施設再編等緊急対策事業 (再開) (24億円)
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等の需要フロンティアの開拓
 - 輸出に取り組み事業者への支援の強化 (10億円)
 - グローバル産地づくり緊急対策 (10億円)
 - 海外の需要拡大・南米向けに向けた取組の強化 (57億円)
 - 輸出拠点の整備 (60億円)
 - 農産物輸出拡大施設整備事業 (60億円)
 - 水産物輸出拡大緊急対策事業 (一部公共) (87億円)
 - 輸出環境の整備 (17億円)
- 合板・製材、構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化
 - 合板・製材・集成材国際競争力強化対策 (一部公共) (392億円)
- 持続可能な収益性の高い農業体制への転換
 - 水産物競争力強化緊急事業 (324億円)

麦

マークアップの引下げやそれに伴う自産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引吉統括、経営所得安定対策を確実に実施します。

確実に再生産が可能となるよう、必要な財源を確保しつつ国産麦の安定供給を図ります。

- 経営所得安定対策の概要
- 今後の対応

小麦のマークアップの実質的撤廃（パスタ原料）・引下げ等

国産の約半分以上を占める米産小麦のマークアップの撤廃を念頭に、小麦加工品が供給不足されるため、国産小麦を安定的に供給している小麦加工品が大減価を要し、国産小麦の存在感が弱まるおそれがあります。

総合的なTPP等関連政策大綱（FEU・EPA）におけるパスタ・菓子等の関税撤廃等に関して、国産小麦の競争力確保の観点から、小麦のマークアップの実質的撤廃（パスタ原料）・引下げを行う。これにより、国産小麦の存在感の回復を図ります。また、「菓子・パスタ製菓業者等特定農産加工業経営改善臨時措置法」に基づく支援策等の対応に追加します。

農林水産分野における「TPP大綱を実現するための予算」（平成27年度補正予算）

総額 3,122億円（前掲分を除く）

- 次世代を担う経営者層に優れた担い手の育成
 - 担い手継承・経営強化支援事業 [53億円]
 - 担い手継承農業支援金貸付策 [基金化] [100億円]
 - 農業法人経営継承支援投資育成事業 [10億円]
 - 農地の異なる大区域化・汎用化の推進（公財） [370億円]
 - 中山間地域等担い手収益力向上支援事業 [10億円]
- 国際競争力のある産地・インバージョンの促進
 - 産地パワーアップ事業 [基金化] [505億円]
 - 水田の汎用化、植付・圃田地の高利能化等の推進（公財） [408億円]
 - 革新的技術開発・経営改善事業 [100億円]
 - 加工施設再構築緊急対策事業 [46億円]
- 産産・販路収益力強化総合プロジェクトの推進
 - 産産・販路収益力強化基盤等特別対策事業 [基金化] [610億円]
 - 産産クラスターを核とする産地振興の推進（公財） [164億円]
 - 産産・販路生産力強化対策事業 [基金化] [90億円]
 - 革新的技術開発・経営改善事業（産産） [100億円]
 - 産産防除標準規格等緊急対策事業 [7億円]
 - 産産経営体質強化支援資金貸付事業 [基金化] [20億円]
 - 加工施設再構築緊急対策事業（産産） [46億円]
- 高品質な産地が国産林水産物の輸出等の競争力向上の促進
 - 輸出促進緊急対策 [33億円]
 - 水産物輸出拡大緊急対策事業（一部公財） [65億円]
 - 農産物輸出拡大施設整備事業 [43億円]
 - 日本産食品安全管理規格推進緊急対策事業 [0.1億円]
 - 外食産業等と連携した需要拡大対策事業 [38億円]
 - 農山漁村おみやげ農産物販売促進事業 [4億円]
- 食料・飼料の国際競争力の強化
 - 食料・飼料生産性強化対策事業 [基金化] [290億円]
 - 飼料供給緊急対策事業 [2億円]
- 持続可能な収益性の高い農業体への転換
 - 水産業競争力強化緊急対策 [基金化] [225億円]
- 消費者との連携強化
 - 産産林水産物・食品への関与促進事業 [4億円]

参考：特定農産加工業経営改善臨時措置法について

① 法律の目的（第1条）
 国内における農産加工品等の輸入に係る事柄の著しい変化に対応して、特定農産加工業者の経営の改善を促進するための措置を講ずることにより、その新たな経済的状況への適応の円滑化を図り、おいて産産及び小麦加工業の健全な発展に資することを旨とする。

② 実行制度の仕組み

新たに、特定農産加工業種に、①パスタ製造業、②菓子製造業、③砂糖製造業を追加

甘味資源作物

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とします。

これにより、国内で生産される砂糖の供給価格を引き下げ、輸入加糖調製品に対する競争力を強化します。その結果、糖価調整制度を安定的に運営し、さとうきび、てん菜の持続的な生産の基盤を確保します。

＜加糖調製品の例＞
 ○ ココア調製品
 砂糖とココアの混合物
 フェノール系香料の含有率

【対案後のイメージ】
 国内産砂糖の供給価格を引き下げ、輸入加糖調製品に対する競争力を強化します。その結果、糖価調整制度を安定的に運営し、さとうきび、てん菜の持続的な生産の基盤を確保します。

2. 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

個別削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定（TPP-11協定を含む）や日EU・EPA協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コストの削減や収益性の向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講じます。

米

毎年の政府備蓄米の運営を見直し、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れます（※）。

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を漸減します。

（※）備蓄米は今後も平常には緊急時に非常食用（新食用、加工用、備用）として供給

（イメージ図）
 国別枠の輸入
 市場に流通する主食用米
 国別枠の輸入に相当する国産米を政府が備蓄米として買入

施設園芸の高度化に向けた支援策について

○ 強い風害・担い手づくり総合支援交付金や産地ハウスや産地ハウスや環境制御施設等の導入を支援。また、強い風害・担い手づくり交付金において、次世代型施設園芸の施設整備に係る優先性を認定。

○ 強い風害・担い手づくり総合支援交付金（280億円）

補助対象：産地集約施設等整備

※ 米田町新築施設、産地集約施設、産地集約施設高度化施設（ハウス・環境制御ハウス、補助工務等）、小規模土地集約施設、産地集約施設等

（次世代型施設園芸単体：20億円）
 ※ 次世代型施設園芸単体や環境ハウス等を活用した次世代型大規模施設等
 ※ 担い手づくり総合支援交付金に併せて補助対象となる施設整備等

交付先：農業者、農業者の組織する団体外等

交付先：農業者、農業者の組織する団体外等

交付先：農業者、農業者の組織する団体外等

交付先：農業者、農業者の組織する団体外等

交付先：農業者、農業者の組織する団体外等

交付先：農業者、農業者の組織する団体外等

交付先：農業者、農業者の組織する団体外等

交付先：農業者、農業者の組織する団体外等

○ 産地ハウスアップ事業（280億円）

補助対象：（平成30年度補正予算額：400億円）

① 産地ハウスアップ計画に基づき、施設整備等（環境制御施設等の導入）に係る費用の補助（環境ハウス等）
 ※ 環境制御施設等の導入に係る費用の補助（環境ハウス等）
 ※ 環境制御施設等の導入に係る費用の補助（環境ハウス等）

② ①の取組の効果を高めるための取組（計画認定に関する取組）

交付先：農業者、農業者の組織する団体外等

交付先：農業者、農業者の組織する団体外等

交付先：農業者、農業者の組織する団体外等

交付先：農業者、農業者の組織する団体外等

交付先：農業者、農業者の組織する団体外等

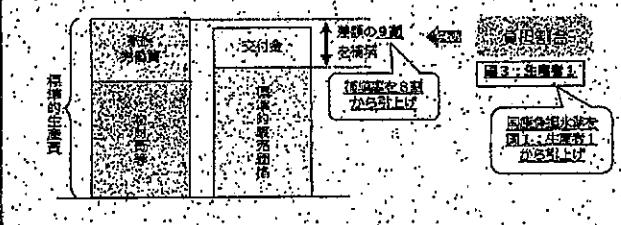
交付先：農業者、農業者の組織する団体外等

交付先：農業者、農業者の組織する団体外等

交付先：農業者、農業者の組織する団体外等

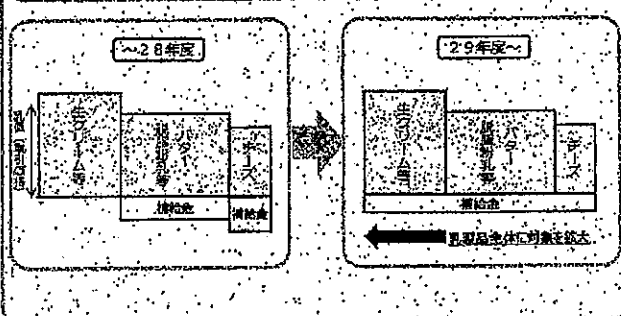
豚肉

法制化した肉豚経営安定交付金（豚マルキン）について、固定効果に合わせて、補助率を引き上げるとともに（8割→9割）、国庫負担率を引上げ（図1：生産者1→図3：生産者1）。



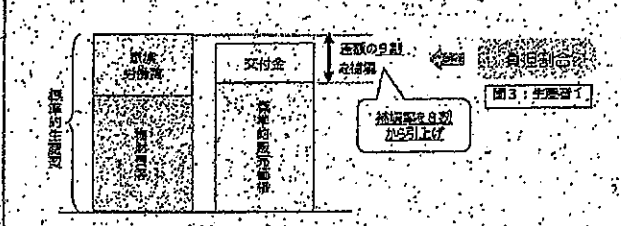
乳製品

平成29年度から生クリーム等の液状乳製品を対象に追加し補助金単価を一本化した加工原料乳生産者補助金制度について、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。

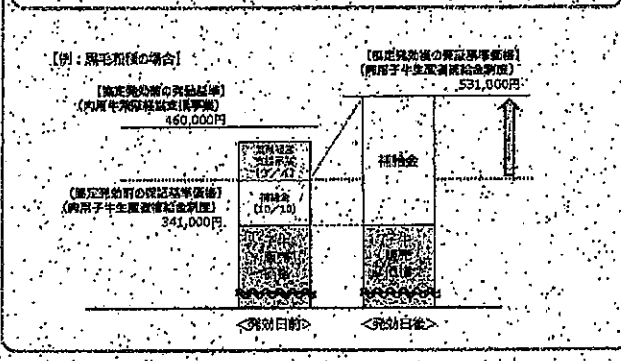


牛肉

法制化した肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）について、固定効果に合わせて、補助率を引上げ（8割→9割）。



肉用子牛生産者補助金制度（1階事業）と肉用牛繁殖経営支援事業（2階事業）について、肉用子牛生産者補助金制度に一本化。その際、肉用子牛保証基準額を現在の経営の実績に即したものに見直し。



産地パワーアップ事業では 園芸施設の整備・能力アップを支援しています。

産地パワーアップ事業は、地域で定めた「産地パワーアップ計画」に参加する農業者、農業者団体等の方々を対象に収益力の高い産地づくりに必要な生産技術高度化施設の整備等を支援する事業です。

低コスト耐候性ハウスの整備、ハウス内に設置する設備の導入にも幅広く活用できます。

《対象となる施設 設備導入の例》



○ 上記の例以外にも、炭酸ガス発生装置、照明装置、自動カーテン装置、無人防除装置などの設備の導入に幅広く活用可能です。

《活用イメージ》

産地パワーアップ計画に「販売額の10%以上の向上」や「労働生産性の10%以上の向上」などの目標を設定し、目標達成に向けて、低コスト耐候性ハウスの整備や環境制御装置の導入により、収穫・販売額の増加や省力化を図る。

※ 成果目標は、施設整備・機械導入等を行う農業者、農業者団体等に限るものではありません。産地パワーアップ計画で設定した産地全体で満たせば、事業が活用できます。

※ 補助率は、1/2以内です。

活用にあたっては、都道府県、地方農政局等までご相談下さい。

産地パワーアップ事業の概要

農林水産省

事業の概要

産地パワーアップ事業の募集通知や申請などは、農林水産省Webサイトでご覧いただけます。

Q 産地パワーアップ事業

http://www.maff.go.jp/seisan/suisin/tuyol_jicuyup/index.html

お問い合わせ先一覧

事業内容や申請に関するお問い合わせは、都道府県の担当窓口までご相談下さい。都道府県の担当窓口がご不明の場合は、下記までお問い合わせ下さい。

北海道農政事務所 生産経営課農産生産課 担当：農産課長 011-330-8807 www.maff.go.jp/hokkaido/

東北農政局 生産経営課農産課 担当：地域課長、生産課長

022-221-6179

北陸農政局 生産経営課農産課 担当：地域課長

076-232-4302

近畿農政局 生産経営課農産課 担当：地域課長、農産課

075-414-9026

九州農政局 生産経営課農産課 担当：地域課長、食料課

096-300-6208

関東農政局 生産経営課農産課 担当：地域課長、生産課長

048-740-0407

東海農政局 生産経営課農産課 担当：地域課長

052-223-4622

中国四国農政局 生産経営課農産課 担当：地域課長、生産課長

086-224-9411

地方農政局Webサイト一覧 www.maff.go.jp/org/outline/dia/kyoku.html

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産経営課 担当：課長(農)、生産課長(農)

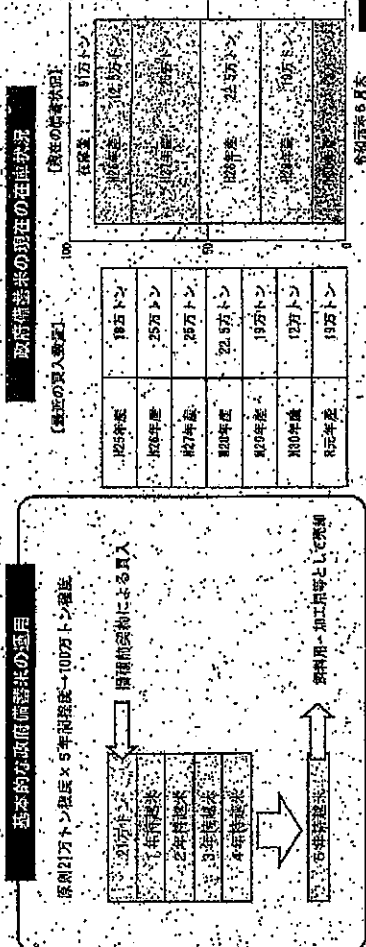
098-866-1653 www.ogo.go.jp/nousu/

農林水産省 生産経営課農産課 03-3502-5945 www.maff.go.jp

政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事象にも対応し得る水準）
- 備蓄運営については、政府による買入・売却が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の売却を行わない順上備蓄を売却（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種期に21万トン（60）程度買入れ、通常は5年持速米となった段階で、飼料用・加工用等として売却。

※ 通常買入れ数量については、米量、毎年20万トン程度として売付け、1年本平均バートナートンに7割程度の在庫的及び在庫的買入れを想定し、毎年10万12月の日に売却を行ったことから、今年度は1割程度の買入れに留まり、差別に打ち合わせを要する買入れを減らすことを加えた21万トン程度とする。



MA米の輸入状況

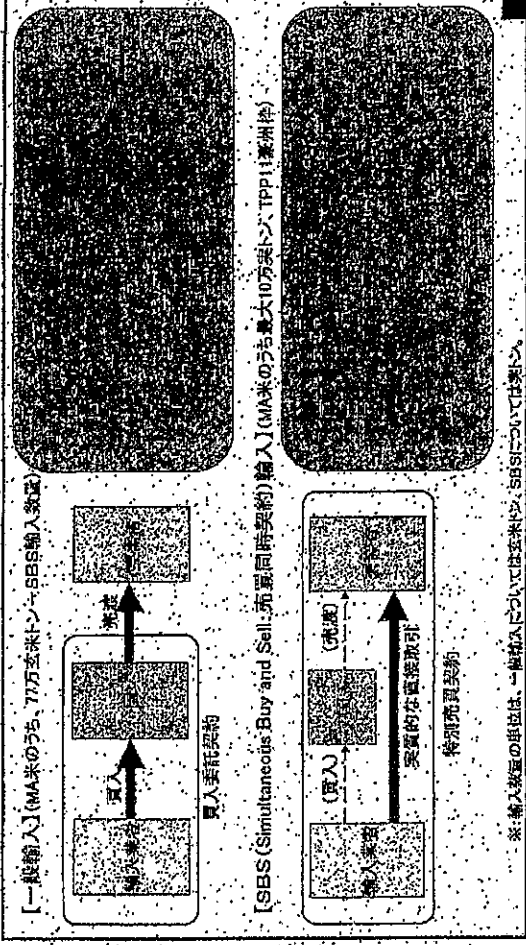
- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

MA米の輸入数量（輸入先国別及び輸入方式別）

輸入先国	2021年		2022年		2023年		2024年		2025年		2026年		2027年		2028年		2029年		2030年	
	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量
米国	358	356	362	359	359	375	365	359	359	359	359	359	359	359	359	359	359	359	359	359
タイ	302	345	281	331	332	344	294	316	316	316	316	316	316	316	316	316	316	316	316	316
豪州	71	19	56	46	46	56	56	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69
中国	40	40	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
その他	5	8	40	13	15	6	6	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
合計	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767
加工用	656	725	656	700	754	734	685	655	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701
飼料用	100	37	100	61	113	233	73	100	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69

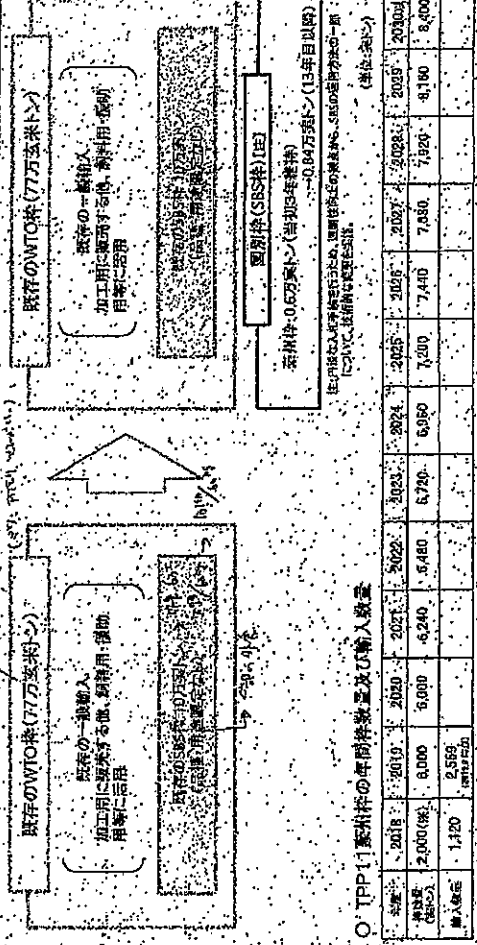
国家貿易によるコメの輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部（77万5千トンのうち最大10万トン）及びTPP11豪州米について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の実質的な直接取引を認めている（SBS輸入）。



TPP11におけるコメの豪州米の運用

- TPP11においては、現行の国家貿易制度と、種別税率（米の場合341円/kg）を維持した上で、豪州にSBS方式の国別枠を設定。（米と米粉等の国貨品目を対象として一時的に運用。）
- 国別枠の数量は、当初3年は5,000トン、13年目以降は8,400トン。入札は、毎年度、5月から2ヶ月ごとに5回実施する。



○ TPP11 豪州米の年間枠数量及び輸入数量

年度	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
豪州米の国別枠	2,000トン	5,000	5,000	5,480	5,480	5,720	6,950	7,440	7,930	8,400
輸入数量	1,420	2,569	2,569	2,569	2,569	2,569	2,569	2,569	2,569	2,569

（単位：トン）

（注）本表は輸入業者が買入れ、買入業者が国内の実需者に販売する。SBSの運用方式の一環として、後掲の数量を確保する。

各国の対日関税に関するTPP交渉結果(コメ・コメ加工品関係)

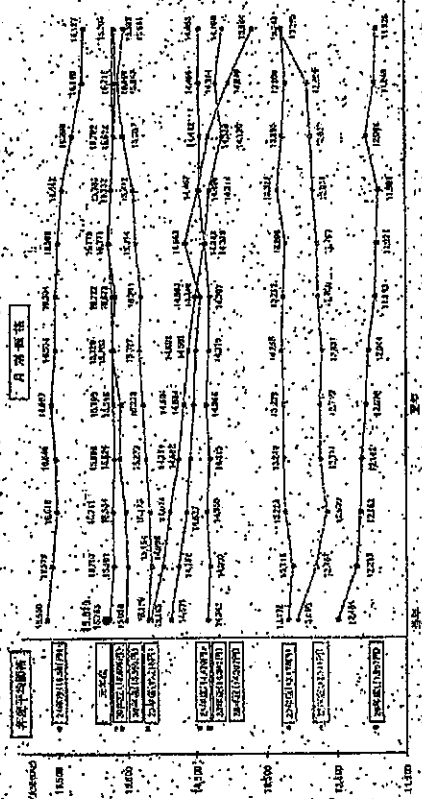
注: 本行はTPP交渉のケースとして2010年1月1日時点の税率(10月)は2010年4月時点のEPA税率。

関税品目	税率	関税削減率	削減後の税率	関税削減率	削減後の税率
(1) コメ(精米)					
2010年1月1日	21%	5%	16%	20%	1%
2010年4月	21%	5%	16%	20%	1%
2015年	21%	5%	16%	20%	1%
2020年	21%	5%	16%	20%	1%
2025年	21%	5%	16%	20%	1%
2030年	21%	5%	16%	20%	1%
2035年	21%	5%	16%	20%	1%
2040年	21%	5%	16%	20%	1%
2045年	21%	5%	16%	20%	1%
2050年	21%	5%	16%	20%	1%
(2) 米穀					
2010年1月1日	21%	5%	16%	20%	1%
2010年4月	21%	5%	16%	20%	1%
2015年	21%	5%	16%	20%	1%
2020年	21%	5%	16%	20%	1%
2025年	21%	5%	16%	20%	1%
2030年	21%	5%	16%	20%	1%
2035年	21%	5%	16%	20%	1%
2040年	21%	5%	16%	20%	1%
2045年	21%	5%	16%	20%	1%
2050年	21%	5%	16%	20%	1%
(3) 日本産					
2010年1月1日	21%	5%	16%	20%	1%
2010年4月	21%	5%	16%	20%	1%
2015年	21%	5%	16%	20%	1%
2020年	21%	5%	16%	20%	1%
2025年	21%	5%	16%	20%	1%
2030年	21%	5%	16%	20%	1%
2035年	21%	5%	16%	20%	1%
2040年	21%	5%	16%	20%	1%
2045年	21%	5%	16%	20%	1%
2050年	21%	5%	16%	20%	1%

相対取引価格の推移(平成21年度～令和元年産)

○ 令和元年産の元年9月の相対取引価格は、全銘柄平均で15.8199円/60kgとなったこと。

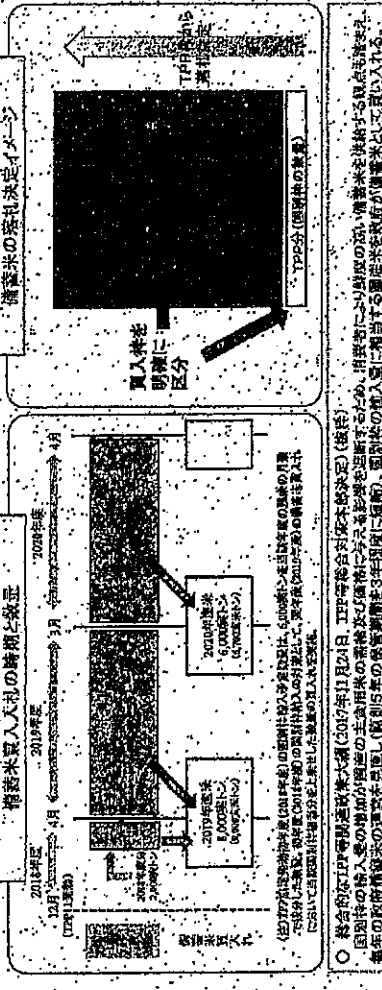
相対取引価格の推移(単位)
(全銘柄平均価格)



※本表は、農林水産省が公表している「米穀取引価格の推移」に基づき作成されたものである。単位は円/60kgである。

総合的なTPP等関連政策大綱による政府備蓄米の運営の見直し

- 政府備蓄米の運営の見直しについて、
 - ① これまでの適正備蓄水準(100万トン程度)を維持した上で、従来の買入数量(毎年20万トン程度)に、TPP個別後の数量を追加する(その分、毎年の売却数量が増加する)
 - ② 購入入札年度と同じ年度の備蓄米について、これまでの備蓄米の買入入札と同様に、收購前に買入入札を実施する
 - ③ 従来分とTPP分を区分し、TPP分から先に発札決定することにより、TPP個別律による輸入量の増加が主食用米の需給及び価格に与える影響を緩和する。



経済産業省研修資料

「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」

【参考】ものづくり補助金（企業間データ活用型）で想定される取組例

企業間データ活用型（企業間データ活用型）

- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）
- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）
- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）

企業間データ活用型（企業間データ活用型）

- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）
- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）
- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）

企業間データ活用型（企業間データ活用型）

- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）
- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）
- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）

企業間データ活用型（企業間データ活用型）

- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）
- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）
- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費

令和2年度事業費要求額 69.9億円（50.0億円）

事業費の活用状況

- ① 事業費の活用状況
- ② 事業費の活用状況
- ③ 事業費の活用状況

ものづくり・商業・サービス補助金

予算総額：850億円
平成30年度2次補正800億円、平成31年度当初50億円（新規）

中小企業・小規模事業者等（3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経営利益」年率1%の向上を達成できる計画が公表する。）

年度	補助金種別	補助金額	補助率	対象事業
H30年度2次補正(償還)型	一般型	1000万円	1/2※2	小規模事業者 2/3 その他事業者 1/2※2
	小規模型	500万円		
H31年度当初(償還)型	企業間データ活用型	2000万円/者※3	1/2※2	1次公費 2次公費
	地域経済牽引型※4	1000万円/者※3	1/2※5	

①H30年度2次補正：個別事業者が対象
1次公募：2月18日（月）～5月8日（水）採択発表：6月28日（金）
2次公募：8月19日（月）～9月20日（金）15時、採択発表：11月5日（火）

②H31年度当初：複業事業者の連携が対象
1次公募：4月23日（火）～6月14日（月）採択発表：8月5日（月）
2次公募：8月26日（月）～9月27日（金）採択発表：11月5日（火）

【参考】ものづくり補助金によって成長した中小企業の一例

スベールリンク (有限会社、従業員12人)

- 1970年代創業の繊維メーカー。カーナビやGPSを備えた車載ナビシステムの開発に成功し、500万円の補助金を活用して、海外市場に進出。
- コロナ禍で海外市場が停滞した際、新たな市場を開拓。

リアルタイムシステム (有限会社、従業員5人)

- 公的研究機関との共同開発で、リアルタイムシステムを開発。補助金を活用して、金沢市に本社を移転。
- 各地に拠点を開業し、新たな市場を開拓。

高橋ビル (有限会社、従業員18人)

- インターネットの普及に伴って、従来の店舗型店舗が減少。補助金を活用して、オンライン店舗を開業。
- 顧客のニーズに応じた商品の開発と販売。

銀葉舎 (有限会社、従業員20人)

- 工場の設備更新と生産性の向上。補助金を活用して、生産性を向上。
- 生産性を向上させ、新たな市場を開拓。
- 生産性を向上させ、新たな市場を開拓。

新田印刷 (有限会社、従業員55人)

- 印刷業界の競争激化に伴って、新たな市場を開拓。補助金を活用して、生産性を向上。
- 生産性を向上させ、新たな市場を開拓。

秋田市市場 (有限会社、従業員20人)

- 市場で利用する店舗の増加に伴って、新たな市場を開拓。補助金を活用して、生産性を向上。
- 生産性を向上させ、新たな市場を開拓。

藤八大名 (有限会社、従業員22人)

- 伝統的な食品の生産と販売。補助金を活用して、生産性を向上。
- 生産性を向上させ、新たな市場を開拓。

新井印刷 (有限会社、従業員55人)

- 印刷業界の競争激化に伴って、新たな市場を開拓。補助金を活用して、生産性を向上。
- 生産性を向上させ、新たな市場を開拓。

秋田市市場 (有限会社、従業員20人)

- 市場で利用する店舗の増加に伴って、新たな市場を開拓。補助金を活用して、生産性を向上。
- 生産性を向上させ、新たな市場を開拓。

国土交通省研修資料

ウォークブル推進都市のレクチャー

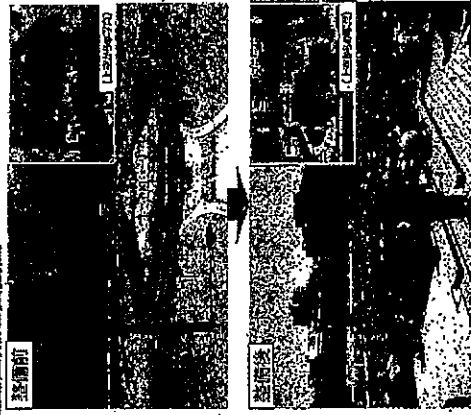
姫路駅北駅前広場



【まちなか公共空間の刷新】改築中2020年4月に、利用者の低い公園空間を野小化(公共空間の再行)により、歩行者空間を強化し、民間の様々なサービスを提供する。また、歩行者空間を強化し、民間の様々なサービスを提供する。また、歩行者空間を強化し、民間の様々なサービスを提供する。

3

豊島区郵便局公園



【まちなか公共空間の刷新】改築中2020年4月に、利用者の低い公園空間を野小化(公共空間の再行)により、歩行者空間を強化し、民間の様々なサービスを提供する。また、歩行者空間を強化し、民間の様々なサービスを提供する。

2

(参考) 海外事例 (ニューヨーク・タイムスクエア)

○ 半年間にわたる社会実験を経て、2010年以降、ロードウェイは恒久的に広場化された。(タイムスクエアの歩行者数は11%増加。また、74%の市民がタイムスクエアは劇的に改善されたと回答している。)
○ ニューヨーク市内全体でも、2008年以降、65カ所で街路空間等の広場化が着目され、2016年時点で44カ所が供用。2008年から2017年までの10年間で、計1億3,430万ドルの広場転換費用を行政が負担。(街路空間等の広場化後、3年目の売上増加率が47%を記録した地域も。)

〔整備前 (2009年)〕



〔整備後 (2015年)〕

「居心地が良く歩きたくなくならはじまる都市の再生(今後はまちづくりが重要) (令和元年6月26日都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会(報告書))」

- 官民のパートナーシップ(街路、公園、広場、民間空地等)をアフォーカルな人々を中心とした空間へ開放し、先導し、民間投資と民間力が引き居心地が良く歩きたくなくならはじまるまちなかの再生
○ これにより、多様な人々が出会い、交流を通じたイノベーションの創出や人々の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上につながり、多様な人々、関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市を構築

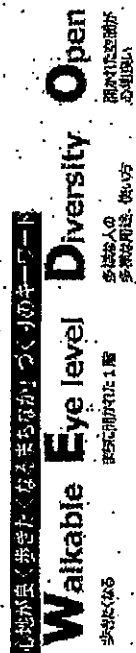
※本報告書では、歩行者空間の刷新により、まちなかの公共空間を野小化(公共空間の再行)により、歩行者空間を強化し、民間の様々なサービスを提供する。また、歩行者空間を強化し、民間の様々なサービスを提供する。

居心地が良く歩きたくなくならはじまるまちなか (イメージ)
Walkable: 歩きやすい
Eye level: まちなかの顔
Diversity: 多様な人の多様な用途、使いみち
Open: 開かれた空間
都市再生の政策
○ 歩行者空間の刷新 (歩行者空間の再行)
○ 歩行者空間の刷新 (歩行者空間の再行)
○ 歩行者空間の刷新 (歩行者空間の再行)

居心地が良く歩きたくなくならはじまるまちなかの推進について

令和元年11月15日
国土交通省都市局

ウォーカーカブ推進都市の募集



「居心地が良く歩きたくなくなる」の形成を「WE DO」に賛同し、ともに取組を進める「ウォーカーカブ推進都市」を募集、187団体の賛同 (R1.10.31現在)

- 募集目的: 各種施策の情報は... 応募条件: ① 人口規模の大小等に関わらず... ② 何らかの取組を実施中... 募集先: 国土交通省 都市局...

「居心地が良く歩きたくなくなる」まちなか空間の整備

まちなか空間整備の取組事例、ウォーカーカブ推進都市の募集に関する図解と説明。包括的なまちづくりの視点を示している。

「まちなかウォーカーカブ推進プログラム (予算概算要求時点版)」

令和2年度予算概算要求時点版の概要。令和元年6月26日の閣議決定に基づき、都市の再生と活性化を目的とした施策の推進を支援する内容が紹介されている。

ウォーカーカブ推進都市一覧 (令和元年10月31日時点)

全国187のウォーカーカブ推進都市の一覧表。都道府県別、市区町村別のリストが掲載されている。

①

領 収 証

№ 083168

中野 敦史 様

2019年12月16日

金額 ¥61300

但し 旅費として
上記の金額正に領収致しました



請求 No.	25460
現金	✓
内 小切手	
訳 振 込	
相 殺	



JOY TRA

ジョイトラベル
〒811-3103 福岡県古賀市中央1丁目6-40
tel (092)943-1355
fax (092)943-1366

係 印

予約確認書

売上No : 00025460-03
発行日 : 2019年10月24日

中野 敦史 様

ツアー名 : 出張応援価(赤坂エクセルホテル)

福岡県知事登録旅行業 第2種
ジョイトラベル株式会社
総合旅行センター
〒811-3103 古賀市中央1

TEL : 092-943-1355 FAX : 092-943-1366
責任者 :
担当者 :

予約内容

No.	項目	単価	数量	金額	備考
1	往復航空券+宿泊パック	61,300	1	61,300	JTB国内パッケージ
合計金額				61,300	

予約詳細

《JR・航空・フェリーなど》

利用日	出発地	到着地	便名	クラス	発時刻	着時刻	備考
2019/11/14	福岡	羽田	ANA244	普通席	9:00	10:40	
2019/11/15	羽田	福岡	JAL323	普通席	15:00	17:00	

《宿泊施設など》

チェックイン	時間	チェックアウト	時間	宿泊施設	TEL	条件	備考
2019/11/14		2019/11/15		赤坂エクセルホテル東急	03-3580-2311	1泊朝食付	

備考

交通系ICカード売上票

(お客様控)

No.7649

車番 101260 000

御利用日 2019/11/14

12:53:51

伝票番号 84708

端末番号 2000001815341

R W I D .

00010501-00024341-00

S P R W I D .

JE10710439254

カード番号

加盟店名

カ)チウオカシステムサービス

電話番号

03-5664-6670

基本運賃 ¥1300円

運賃料金計 ¥1300円

合計金額 ¥1300円

カード残額 ¥1182円

毎度ご乗車ありがとうございます。

お忘れ物は当社へ

(株)中央システムサービス

タクシー事業部

東京都江戸川区篠崎町1-36-5

TEL 03-5664-6670

ご要望は当社又は

(財)東京タクシーセンター TEL 03-3648-0300

領収書

現・チ・ク・割引 No.4690

日付 '19年11月15日

車番 100470 000

基本運賃 ¥900円

運賃料金計 ¥900円

合計 ¥900円

上記の通り領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。

本州自動車株式会社

東京都三鷹市下連雀5-1-31

TEL 0422-44-6151

領収書

No003

2019年11月15日

車番 33

運賃 660円

運賃料金計 660円

計 660円

お忘れ物は当社へ

富士交通株式会社

TEL 03 (3913) 1181

お名前	+カノ			様	エース 旅 社
連絡先TEL	[REDACTED]				④
車両番号	64-110				
ゲストナンバー (出庫日)	15-35	到着便	JAL・ANA・SKY		
入庫日	11月14日	到着時間	AM	12:00	
入庫時間	8:00	行先	PM	3月	
お預かり金額	②x 2400円				

領 収 証

毎度ありがとうございます。
 営業時間 AM 6:00 ~ 最終便対応

〒812-0002 福岡市博多区空港前2丁目5-39

福岡空港

ジェットパーキング
 TEL 092-621-8067

*お引き渡し後のお車の損傷につきましては
 当社は、一切責任を負いません。

②

新製品が安い KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2019年 6月 6日(木) 18時30分

【お名前】 (3236000094375)
カノ マツ
中野 敦史 様

<明細>

1 ●プリンタラベル用紙 持帰
エーワン
4906186314237 31423
6%値引対象 1点 ¥820

1点/合計 ¥820
(内消費税等 ¥60)

[0533236-053021340-2310005491993]

領収証

2019年 6月 6日(木) 18時30分

金額 ¥820

(内消費税等 ¥60)

但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>

現金 ¥820
(内消費税等 ¥60)

現金お預かり ¥1,020
お釣り ¥200

ケーズデンキ古賀店

電話番号 092-410-3170

販売担当者

店コード 2200005332368

売上伝票番号 2310005491993

③



ヤマダ電機

株式会社
本部 群馬県高崎市栄町1-1
http://www.yamada-denkiweb.com

T 新宮店
092-941-7731
御来店誠に有り難う御座います
ケイタイde安心会員募集中!

領収書

No. 0177-404-150781 [現金売]

2019/08/17 11:37

レジ担当:
販売担当:
会員No:

4205086012 ECIE806PS+BK 80
パソコン 1:持帰 外08 13
¥3,130

小計 ¥3,130

+消費税 ¥3,380

税込計 ¥6,510

ポイント値引 -1,838P

合計 ¥4,672

(内消費税 ¥114)

現金 ¥1,542

お預り ¥2,000

お釣り ¥458

ポイント会員No
前回累計ポイント数 1,838P
値引ポイント数 -1,838P
今回ポイント数 201P
累計ポイント数 201P

シルバー会員
あと134,956円のご購入で
ゴールド会員になります。



B0177404150781B

商品の返品につきましては必ずこのレシートと本
レシート(お持ちのお客様
様)をお持ち下さい。
お持ちでない返品が
出来ません。

印紙税申告
付につき高崎
税務署承認済

★出張修理受付ダイヤル★
0570-666-533
(9:00~21:00)

4



文具・事務用品の大型専門店

オフィスランド

京福岡店 (092)626-2450

福岡県福岡市東区原田3丁目9-34

毎度ありがとうございます

★ポイントカード会員様募集中★

入会費・年会費無料の大変お得な

ポイントカードです!!

是非この機会にご入会下さい

2019/09/09 (月) 12:14

キングファイルスーパー	内
	¥1,490
キングファイルスーパー	内
	¥1,290

小計	¥2,780
△計	
合計	¥2,780
(うち消費税等	¥205)
現金	¥3,000
お預り	¥3,000
お釣	¥220

レジNO. 0050002

NO. 67032 担当 []

お客様ご都合の返品の際は商品と一緒にこちらのレシートを14日以内にご購入店舗へご持参の上お申し付けください。

(レシートがない場合や商品を開封されている場合はお断りする場合がございます)

5

EDION

エディオン

領収書兼お買上明細

※エディオンカード会員さま※
購入商品の長期保証が確認できます
【エディオンメンバーズサイト】で
パソコン↑↑検索↑↑携帯・スマホ
この機会にご登録下さい!

発行日 2019年12月07日(土) 19:40

店: 01307 イオンモール福津店

電話 0940-43-1011

担当者:

No. 01307-303-684771

POS: 303

取引種別: 持帰

プリンタ消耗品

プレジール

ED-PE80L6P

4589846742214

1

¥3,980

△計金額

¥3,980

(10%対象

¥3,980)

(10%対象消費税

¥361)

現金領収額

¥3,980

お預り

¥5,000

お釣り

¥1,020

今回ポイント 109ポイント

このポイントはエディオンカード・
IDカード会員様のみ有効です。

商品の返品・交換につきましては
必ずこのレシートをお持ち下さい。
お持ちでないとは対応致しかねます。

株式会社 エディオン

(作成地) 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号

